

宅地造成等規制法施行状況調査結果 (調査対象：令和2年度)

国土交通省 都市局
都市安全課 都市防災対策企画室

目 次

- I - 1 宅地造成等規制法管轄状況
- I - 2 宅地造成工事規制区域指定状況

- II 宅地造成工事規制区域に関する施行状況
 - II - 1 法第 8 条の規定に基づく申請、許可、不許可及び取下げに係る件数・面積の状況
 - II - 2 法第 8 条の規定に基づく許可に係る切土・盛土面積区分別「件数内訳」
 - II - 3 法第 8 条の規定に基づく許可に係る切土・盛土面積区分別「面積内訳」
 - II - 4 法第 1 1 条の規定に基づく協議申請、協議成立及び取下げに係る件数・面積の状況
 - II - 5 法第 1 1 条の規定に基づく協議成立に係る切土・盛土面積区分別「件数内訳」
 - II - 6 法第 1 1 条の規定に基づく協議成立に係る切土・盛土面積区分別「面積内訳」
 - II - 7 法第 1 2 条の規定に基づく申請、許可、不許可及び取下げ件数・面積の状況
 - II - 8 法第 1 3 条の規定に基づく申請、検査済証交付等に係る件数・面積の状況
 - II - 9 法第 1 4 条の規定に基づく監督処分件数
 - II - 10 法第 1 5 条の規定に基づく届出に係る件数・面積の状況
 - II - 11 法第 1 6 条第 2 項の規定に基づく勧告件数
 - II - 12 法第 1 7 条の規定に基づく改善命令件数
 - II - 13 法第 8、1 1 条の規定に基づく許可、協議成立の切土・盛土面積区分別内訳

- III 造成宅地防災区域指定状況

- IV 造成宅地防災区域に関する施行状況
 - IV - 1 法第 2 0 条第 1 項の規定に基づく区域指定の状況
 - IV - 2 法第 2 0 条第 2 項の規定に基づく指定解除の状況
 - IV - 3 法第 2 1 条第 2 項の規定に基づく勧告件数
 - IV - 4 法第 2 2 条の規定に基づく改善命令件数

I - 1 宅地造成等規制法管轄状況（16都道府県、15政令指定都市、37中核市、5施行時特例市、75事務処理市町村）

令和3年4月1日現在

管轄区分	団体名	管轄面積 (ha)	規制区域を含む市区町村名等
北海道	(A) 北海道	39,895	江差町、洞爺湖町、安平町、厚真町
	(B) 札幌市	28,859	【中央区、豊平区、南区、西区、厚別区、手稲区、清田区】
	(C) 函館市	266	
	(C) 旭川市	608	
	(E) 小樽市	13,021	
	(E) 室蘭市	4,197	
	(E) 釧路市	2,553	
	(E) 北見市	1,499	
	(E) 網走市	1,617	
	(E) 苫小牧市	21,900	
	(E) 富良野市	390	
	(E) 登別市	7,880	
	(E) 北広島市	10,135	
(E) 白老町	8,820		
小計		141,640	
岩手県	(A) 岩手県	(9,738)	（釜石市、宮古市の4ha以上の宅地面積のものに限る）
	(C) 盛岡市	3,110	
	(E) 宮古市	3,158	4ha未満の宅地面積のものに限る（※管轄面積には、4ha以上の岩手県管轄分を含む）
	(E) 釜石市	6,580	4ha未満の宅地面積のものに限る（※管轄面積には、4ha以上の岩手県管轄分を含む）
	小計		12,848
宮城県	(B) 仙台市	13,162	【青葉区、宮城野区、太白区、泉区】
小計		13,162	
福島県	(C) 福島市	1,164	
小計		1,164	
栃木県	(C) 宇都宮市	1,009	
	(E) 足利市	687	
	(E) 鹿沼市	557	
	小計		2,253
群馬県	(A) 群馬県	59	みどり市
	(C) 高崎市	1,732	
	(E) 桐生市	5,605	
	小計		7,396
千葉県	(A) 千葉県	869	銚子市、勝浦市
	(B) 千葉市	3,214	【中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区】
	(C) 船橋市	434	
	(C) 柏市	2,527	
	(E) 市川市	1,030	
	(E) 木更津市	2,178	
	(E) 松戸市	985	
	(E) 成田市	1,820	
	(E) 佐倉市	2,209	
	(E) 八千代市	12	
小計		15,279	
東京都	(A) 東京都	6,317	三鷹市、青梅市、調布市、小金井市、日野市、東久留米市、多摩市、稲城市、あきる野市
	(C) 八王子市	8,902	
	(E) 世田谷区	246	
	(E) 板橋区	526	
	(E) 町田市	6,307	
	小計		22,297
神奈川県	(A) 神奈川県	2,690	逗子市、葉山町、湯河原町
	(B) 横浜市	27,206	【全区】
	(B) 川崎市	5,790	【中原区、高津区、多摩区、宮前区、麻生区】
	(C) 横浜賀美市	7,746	
	(D) 小田原市	375	
	(E) 鎌倉市	3,213	
	(E) 藤沢市	705	
小計		47,725	
石川県	(C) 金沢市	3,875	
小計		3,875	
岐阜県	(A) 岐阜県	3,987	土岐市
	(C) 岐阜市	1,777	
	(E) 多治見市	2,726	
	小計		8,490
静岡県	(A) 静岡県	10,533	東伊豆町、下田市、河津町、南伊豆町
	(B) 浜松市	3,220	
	(E) 熱海市	4,318	
	(E) 伊東市	11,661	
	(E) 御殿場市	3,730	
	(E) 伊豆の国市	2,531	
	小計		35,993
愛知県	(A) 愛知県	12,348	知多市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町、阿久比町、東浦町
	(B) 名古屋市	8,894	【千種区、昭和区、瑞穂区、守山区、緑区、名東区、天白区】
	(C) 岡崎市	2,834	
	(C) 豊田市	1,752	
	(D) 春日井市	3,797	
	(E) 瀬戸市	3,313	
	(E) 東海市	1,145	
(E) 大府市	1,860		
小計		35,943	
滋賀県	(C) 大津市	20,035	大津市
	(E) 長浜市	4,809	長浜市
	(E) 高島市	20,556	高島市
小計		45,400	
京都府	(A) 京都府	7,778	宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町
	(B) 京都市	18,236	【北区、上京区、左京区、東山区、右京区、伏見区、山科区、西京区】
	小計		26,014

I - 1 宅地造成等規制法管轄状況（16都道府県、15政令指定都市、37中核市、5施行時特例市、75事務処理市町村）

令和3年4月1日現在

管轄区分	団体名	管轄面積 (ha)	規制区域を含む市区町村名等
大阪府	(A) 大阪府	5,485	四條畷市、交野市、島本町、熊取町
	(B) 堺市	4,000	
	(C) 豊中市	921	
	(C) 吹田市	1,896	
	(C) 高槻市	6,545	
	(C) 枚方市	3,118	
	(C) 八尾市	752	
	(C) 寝屋川市	484	
	(C) 東大阪市	1,385	
	(D) 岸和田市	3,453	
	(D) 茨木市	4,913	
	(E) 池田市	1,124	
	(E) 貝塚市	1,729	
	(E) 泉佐野市	2,221	
	(E) 大東市	657	
	(E) 和泉市	3,998	
	(E) 箕面市	3,017	
	(E) 柏原市	792	
	(E) 羽曳野市	1,080	
	(E) 泉南市	2,845	
	(E) 阪南市	2,472	
(E) 富田林市	2,713		
(E) 河内長野市	4,365		
(E) 大塚狭山市	512	南河内広域事務室（自治法第252条の7第1項の規定による内部組織及び職員3市2町1村共同設置）にて一括処理	
(E) 太子町	717		
(E) 河南町	1,139		
(E) 千早赤阪村	1,331		
(E) 豊能町	3,120		
(E) 能勢町	6,320		
(E) 岬町	1,995		
小計		75,099	
兵庫県	(A) 兵庫県	69,718	洲本市、芦屋市、豊岡市、たつの市、西脇市、三木市、小野市、加西市、丹波篠山市、宍粟市、南あわじ市、淡路市、加東市、猪名川町、市川町、福崎町、上郡町、佐用町、多可町
	(B) 神戸市	22,930	【全区】
	(C) 姫路市	8,190	
	(C) 明石市	288	
	(C) 西宮市	4,163	
	(D) 宝塚市	3,259	
	(E) 川西市	2,879	
(E) 三田市	9,828		
小計		121,255	
奈良県	(A) 奈良県	24,935	大和郡山市、天理市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、斑鳩町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、宇陀市
	(C) 奈良市	5,150	
	小計		30,085
和歌山県	(C) 和歌山市	11,488	
	(E) 海南市	1,339	
	(E) 橋本市	4,406	
	(E) 田辺市	4,451	
	(E) 新宮市	404	
	(E) 紀の川市	964	
	(E) 白浜町	2,105	
(E) 那智勝浦町	1,682		
小計		26,839	
岡山県	(A) 岡山県	27,482	備前市、井原市、津山市、美咲町、美作市、勝央町
	(B) 岡山市	3,340	
	(C) 倉敷市	6,416	
	(E) 玉野市	2,100	
	(E) 笠岡市	1,300	
	小計		40,638
広島県	(A) 広島県	(27,007)	大竹市、府中市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町（竹原市の1ha以上の宅地面積のものに限る）
	(B) 広島市	59,126	【東区、南区、西区、安佐南区、安佐北区、安芸区、佐伯区】
	(C) 呉市	22,082	
	(C) 福山市	31,089	
	(E) 竹原市	10,666	1ha未満の宅地面積のものに限る（※管轄面積には、1ha以上の広島県管轄分を含む）
	(E) 三原市	24,968	
	(E) 尾道市	14,401	
	(E) 三次市	6,738	
	(E) 東広島市	39,240	
(E) 廿日市市	10,923		
小計		235,317	
山口県	(C) 下関市	6,040	
	(E) 岩国市	2,500	
	(E) 周南市	1,950	
小計		10,490	
愛媛県	(C) 松山市	2,002	
小計		2,002	
高知県	(C) 高知市	3,126	
小計		3,126	
福岡県	(B) 北九州市	5,166	【全区】
	(B) 福岡市	1,530	【博多区、南区、城南区、早良区】
小計		6,696	
長崎県	(C) 長崎市	3,127	
	(C) 佐世保市	2,356	
	小計		5,483
熊本県	(A) 熊本県	286	荒尾市
	(B) 熊本市	1,167	
小計		1,453	
大分県	(C) 大分市	10,798	
	(E) 別府市	4,423	
小計		15,221	
鹿児島県	(C) 鹿児島市	30,700	
小計		30,700	
管轄面積合計		1,023,883	

【注意事項】

- (A) は都道府県（(B)～(D)を除く）、(B) は政令指定市、(C) は中核市、(D) は特例市、(E) は地方自治法第252条の17の2第1項による事務処理市町村を示す。
- 本表の事務処理市町村の管轄面積とは、法8条（許可）、11条（協議）、12条（完了検査）、13条（監督処分）、14条（届出）、15条（勧告）、16条（命令）、17条（立入検査）18条（報告徴収）の知事権限の一部又は全部を行なっている市町村の値。
- 管轄面積のうち、() 内の面積は、「規制区域を含む市区町村名等」欄に() 書きで記載している一部事務処理市町村分を含む。

I-2 宅地造成工事規制区域指定状況 (16都道府県、15政令指定都市、37中核市、5施行時特別市、75事務処理市町村)

令和3年4月1日現在

大分類	小分類	団体名	告示年月日	告示番号	施行年月日	指定面積 (ha)	指定区域を含む市区町村等
北海道	(A)	北海道	昭和38年11月19日	建告第2840号	昭和38年11月19日	2,247	室蘭市
			昭和40年5月19日	建告第1361号	昭和40年5月19日	10,184	札幌市
			昭和40年9月1日	建告第2519号	昭和40年9月1日	15,225	北広島市、登別市
			昭和41年3月5日	建告第441号	昭和41年3月5日	14,849	札幌市、釧路市、小樽市
			昭和41年10月18日	建告第3443号	昭和41年10月18日	3,186	函館市、室蘭市、白老町
			昭和42年10月4日	建告第3267号	昭和42年10月4日	14,054	札幌市、旭川市、小樽市、北見市 (後に旭川市により1,665ha減)
			昭和48年6月7日	建告第1280号	昭和48年6月7日	8,678	札幌市
			昭和48年6月12日	建告第1331号	昭和48年6月12日	74,146	小樽市、江差町、洞爺湖町、安平町、白老町、苫小牧市、厚真町
			昭和51年6月28日	建告第990号	昭和51年6月28日	129	北広島市、富良野市、網走市
	昭和51年6月30日	建告第1011号	昭和51年6月30日	607	網走市		
(C)	旭川市	平成15年4月1日	市告第131号	平成15年4月1日	608	(建告第3267号の変更:2,273ha→608ha、1,665ha減)	
小計					141,640		
岩手	(A)	岩手県	昭和42年8月30日	建告第2753号	昭和42年8月30日	8,441	盛岡市、釜石市
			昭和43年4月27日	建告第1310号	昭和43年4月27日	808	宮古市
	昭和48年10月5日	建告第2035号	昭和48年10月5日	2,350	宮古市		
(C)	盛岡市	平成16年6月1日	市告第188号	平成16年10月1日	3,110	(建告第2753号の変更:盛岡市1861ha→3110ha、1,249ha増)	
小計					12,848		
宮城	(A)	宮城県	昭和40年3月11日	建告第527号	昭和40年3月11日	5,549	仙台市 (青葉区、太白区、宮城野区、泉区)
	昭和51年3月29日	建告第518号	昭和51年3月29日	1,608	仙台市 (青葉区、太白区、宮城野区)		
(B)	仙台市	平成6年7月22日	市告第424号	平成6年8月15日	6,005	青葉区、太白区、泉区	
小計					13,162		
福島	(A)	福島県	昭和44年3月26日	建告第699号	昭和44年3月26日	1,164	福島市
小計					1,164		
栃木	(A)	栃木県	昭和40年12月28日	建告第3512号	昭和41年1月31日	1,717	宇都宮市、足利市
	昭和43年8月16日	建告第2288号	昭和43年8月16日	557	鹿沼市		
(C)	宇都宮市	平成12年4月1日	市告第165号	平成12年4月1日	1,009	(建告第3512号の変更:1,030ha→1,009ha、21ha減)	
小計					2,253		
群馬	(A)	群馬県	昭和42年12月28日	建告第4601号	昭和43年2月1日	7,396	高崎市、桐生市、みどり市
小計					7,396		
千葉	(A)	千葉県	昭和43年11月21日	建告第3421号	昭和43年12月1日	15,279	千葉市 (中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区)、船橋市 銚子市、市川市、木更津市、松戸市、成田市、佐倉市、柏市 勝浦市、八千代市
			小計				15,279
東京	(A)	東京都	昭和37年9月18日	建告第2279号	昭和37年10月1日	11,478	八王子市、町田市、日野市、東久留米市、多摩市、あきる野市
			昭和38年11月4日	建告第2794号	昭和38年11月10日	8,490	世田谷区、板橋区、三鷹市、青梅市、調布市、八王子市、町田市 小金井市、稲城市
			昭和40年10月11日	建告第2969号	昭和40年10月20日	2,329	青梅市
小計					22,297		
神奈川	(A)	神奈川県	昭和37年6月23日	建告第1472号	昭和37年7月13日	20,519	川崎市 (中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区)、横浜買市 小田原市、藤沢市、逗子市、鎌倉市、湯河原町、葉山町
			昭和37年7月27日	建告第1815号	昭和37年8月1日	27,206	横浜市 (全区)
小計					47,725		
石川	(A)	石川県	昭和42年4月19日	建告第1455号	昭和42年4月19日	3,875	金沢市
小計					3,875		
岐阜	(A)	岐阜県	昭和41年4月27日	建告第1320号	昭和41年4月27日	3,102	岐阜市、多治見市
			昭和47年12月20日	建告第2141号	昭和47年12月20日	5,388	多治見市、土岐市
小計					8,490		
静岡	(A)	静岡県	昭和39年5月14日	建告第1339号	昭和39年5月14日	1,100	熱海市
			昭和40年5月29日	建告第1418号	昭和40年5月29日	1,616	伊東市
			昭和41年6月8日	建告第1793号	昭和41年6月8日	3,218	熱海市
			昭和45年9月1日	建告第1330号	昭和45年9月1日	6,261	御殿場市、伊豆の国市
			昭和46年10月29日	建告第1783号	昭和46年10月29日	10,045	伊東市
			昭和47年4月20日	建告第817号	昭和47年4月20日	3,220	浜松市
			昭和50年3月31日	建告第624号	昭和50年3月31日	3,915	東伊豆町
			昭和59年10月27日	建告第1422号	昭和59年10月27日	6,618	下田市、河津町、南伊豆町
小計					35,993		
愛知	(A)	愛知県	昭和37年9月18日	建告第2280号	昭和37年9月18日	4,755	名古屋市 (千種区、昭和区、瑞穂区、名東区、天白区)
			昭和38年10月25日	建告第2699号	昭和38年10月25日	1,145	東海市
			昭和38年11月29日	建告第2940号	昭和38年11月29日	2,050	名古屋市 (緑区)
			昭和40年9月1日	建告第2520号	昭和40年9月1日	2,089	名古屋市 (守山区、緑区)
			昭和41年6月2日	建告第1747号	昭和41年6月2日	7,680	尾張旭市、長久手市、東郷町、豊明市、大府市、日進市
			昭和43年4月18日	建告第1163号	昭和43年4月18日	17,872	岡崎市、豊田市、春日井市、瀬戸市、東浦市、阿久比町、知多市 長久手市
昭和49年8月22日	建告第1125号	昭和49年8月22日	352	岡崎市			
小計					35,943		
滋賀	(A)	滋賀県	昭和42年9月20日	建告第3027号	昭和42年9月20日	20,035	大津市
			昭和43年8月27日	建告第2411号	昭和43年9月1日	25,365	高島市、長浜市
小計					45,400		
京都	(A)	京都府	昭和37年11月13日	建告第2833号	昭和37年11月13日	3,764	京都市 (北区、上京区、左京区、東山区、右京区、伏見区)
			昭和39年3月31日	建告第1052号	昭和39年4月1日	6,326	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市
			昭和43年6月5日	建告第1566号	昭和43年6月20日	14,472	京都市 (北区、左京区、東山区、山科区、右京区、西京区)
			昭和43年11月5日	建告第3283号	昭和43年11月5日	1,452	向日市、長岡京市、大山崎町
小計					26,014		
大阪	(A)	大阪府	昭和38年4月11日	建告第1185号	昭和38年4月11日	11,836	高槻市、豊中市、吹田市、枚方市、八尾市、寝屋川市、池田市 箕面市、大東市、東大阪市、柏原市、四条畷市、交野市、島本町 堺市、高槻市、枚方市、茨木市、羽曳野市、富田林市、河内長野市 和泉市、太子町、河南町、熊取町、大阪狭山市、箕面市、四条畷市 柏原市
			昭和39年7月9日	建告第1664号	昭和39年7月9日	17,596	
			昭和43年2月8日	建告第141号	昭和43年2月8日	10,066	富田林市、河内長野市、和泉市、貝塚市、泉佐野市、熊取町 阪南市、岬町、泉南市
			昭和51年3月26日	建告第486号	昭和51年4月1日	4,194	岸和田市、富田林市、河南町
			昭和61年3月24日	建告第749号	昭和61年3月31日	4,150	八尾市、豊能町、箕面市、河内長野市、和泉市、貝塚市、阪南市
			平成5年4月19日	府告第705号	平成5年5月10日	6,797	茨木市、能勢町、池田市
			平成7年3月31日	府告第599号	平成7年3月31日	1,334	河南町、千早赤阪村
			平成10年3月31日	府告第558号	平成10年5月1日	19,126	高槻市、岸和田市、茨木市、豊能町、箕面市、島本町、羽曳野市 太子町、河南町、河内長野市、和泉市、貝塚市、熊取町、泉佐野市 泉南市、阪南市
小計					75,099		

I-2 宅地造成工事規制区域指定状況（16都道府県、15政令指定都市、37中核市、5施行時特別市、75事務処理市町村）

令和3年4月1日現在

大分類	小分類	団体名	告示年月日	告示番号	施行年月日	指定面積 (ha)	指定区域を含む市区町村等
兵庫	(A)	兵庫県	昭和37年3月30日	建造第1060号	昭和37年4月1日	11,333	神戸市（全区）
			昭和37年6月6日	建造第1292号	昭和37年6月6日	8,028	明石市、宝塚市、西宮市、芦屋市、川西市
			昭和37年11月24日	建造第2949号	昭和37年11月24日	1,422	姫路市
			昭和39年9月11日	建造第2657号	昭和39年9月11日	5,026	神戸市
			昭和48年4月7日	建造第 843号	昭和48年4月7日	62,417	姫路市（旧夢前町、香寺町、安富町）、たつの市、西脇市、三木市 三田市、加西市、篠山市、宍粟市、加東市、猪名川町、市川町 福崎町、上郡町、佐用町、多可町
			昭和49年5月2日	建造第 670号	昭和49年5月2日	9,891	西宮市、洲本市、南あわじ市、淡路市
			昭和49年12月7日	建造第1445号	昭和49年12月7日	5,858	神戸市
			昭和51年3月8日	建造第 267号	昭和51年3月8日	840	豊岡市
			平成1年10月25日	建造第1811号	平成1年10月25日	2,013	宝塚市、川西市、西宮市
			平成3年12月27日	県告第1963号	平成3年12月27日	6,150	西脇市、小野市、加東市
			平成5年1月22日	県告第 131号	平成5年4月1日	526	姫路市（旧家島町含む）、上郡町
			平成5年12月21日	県告第1846号	平成6年4月1日	306	淡路市、洲本市
			平成6年12月27日	県告第1840号	平成6年12月27日	1,698	丹波篠山市
			平成11年8月24日	県告第1239号	平成11年10月1日	174	西宮市
			平成15年11月4日	県告第1290号	平成15年12月1日	4,860	姫路市（旧夢前町）
小計	(B)	神戸市	平成12年3月28日	市告第 451号	平成12年4月1日	713	
						121,255	
奈良	(A)	奈良県	昭和38年10月9日	建造第2596号	昭和38年10月9日	6,850	生駒市、王寺町、香芝市、平群町、三郷町、葛城市
			昭和40年4月6日	建造第1192号	昭和40年4月6日	1,690	王寺町、香芝市、広陵町、河合町、上牧町
			昭和41年3月12日	建造第 575号	昭和41年3月12日	9,570	奈良市、天理市、大和郡山市、生駒市、斑鳩町、三郷町
			昭和48年3月24日	建造第 618号	昭和48年3月24日	11,975	御所市、五條市、大淀町、吉野町、下市町、宇陀市、桜井市
小計						30,085	
和歌山	(A)	和歌山県	昭和43年3月29日	建造第 503号	昭和43年3月30日	3,122	田辺市、白浜町
			昭和44年6月27日	建造第3146号	昭和44年7月1日	14,761	和歌山市、海南市、橋本市、新宮市
			昭和47年9月18日	建造第1608号	昭和47年9月18日	1,682	那智勝浦町
			昭和49年5月27日	建造第 817号	昭和49年5月27日	1,603	田辺市
			平成12年3月21日	県告第 277号	平成12年4月1日	2,692	和歌山市、海南市、貴志川町
			平成13年4月6日	県告第 325号	平成13年5月1日	1,131	田辺市、新宮市
			平成21年5月15日	県告第 686号	平成21年6月1日	696	田辺市
小計						26,839	
岡山	(A)	岡山県	昭和43年6月29日	建造第1755号	昭和43年6月29日	11,250	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市
			昭和49年8月28日	建造第1151号	昭和49年8月28日	28,993	倉敷市、備前市、美作市、勝央町、津山市、美咲町、井原市
			平成2年11月30日	建造第1920号	平成2年11月30日	395	備前市
小計						40,638	
広島	(A)	広島県	昭和37年11月22日	建造第2948号	昭和37年11月22日	3,182	広島市（南区）
			昭和38年5月11日	建造第1256号	昭和38年5月11日	14,618	広島市（東区）、福山市、呉市、三原市、尾道市、廿日市市、府中町
			昭和40年1月30日	建造第 162号	昭和40年1月30日	4,722	広島市（西区）、東広島市
			昭和43年8月28日	建造第2417号	昭和43年9月1日	27,122	広島市（安佐北区）、福山市、呉市、大竹市、三原市、尾道市 海田町、坂町、廿日市市
			昭和47年7月31日	建造第1330号	昭和47年7月31日	31,770	広島市（安芸区）、呉市、府中町、東広島市、熊野町、廿日市市
			昭和49年6月15日	建造第 895号	昭和49年6月15日	69,186	広島市（佐伯区、安佐北区）、福山市、東広島市、三原市、尾道市 府中市、廿日市市
小計	(B)	広島市	平成16年3月1日	市告第 54号	平成16年3月1日	9,503	安佐北区
			平成18年4月1日	市告第 243号	平成18年4月1日	620	安佐北区
						235,574	
山口	(A)	山口県	昭和40年10月23日	建造第3041号	昭和40年10月23日	10,387	下関市、岩国市、周南市
			昭和43年5月1日	建造第1312号	昭和43年5月1日	103	岩国市
小計							10,490
愛媛	(A)	愛媛県	昭和44年4月28日	建造第1666号	昭和44年5月1日	2,002	松山市
小計							2,002
高知	(A)	高知県	昭和40年12月28日	建造第3511号	昭和40年12月28日	563	高知市
			昭和42年7月7日	建造第1980号	昭和42年7月7日	349	高知市
			昭和44年4月8日	建造第1339号	昭和44年4月8日	2,214	高知市
小計							3,126
福岡	(A)	福岡県	昭和37年8月4日	建造第1921号	昭和37年8月4日	38	北九州市（全区）
			昭和41年3月30日	建造第 943号	昭和41年3月30日	5,128	北九州市
			昭和42年9月23日	建造第3056号	昭和42年9月23日	4,899	福岡市（早良区、城南区、南区、博多区） （後に福岡市により3,369ha減）
	平成20年6月2日	市告第 137号	平成20年6月2日	4,718	（建造第3056号の変更:4,899ha→4,718ha、181ha減）		
小計	(B)	福岡市	平成21年4月30日	市告第 147号	平成21年4月30日	1,530	（建造第3056号の変更:4,718ha→1,530ha、3,188ha減）
							6,696
長崎	(A)	長崎県	昭和41年3月18日	建造第 751号	昭和41年3月20日	6,396	長崎市、佐世保市（後に長崎市により913ha減）
	(C)	長崎市	平成30年8月1日	市告第 464号	平成30年8月1日	3,127	（建造第751号の変更:4,040ha→3,127ha、913ha減）
小計							5,483
熊本	(A)	熊本県	昭和42年1月26日	建造第 181号	昭和42年2月1日	1,453	熊本市、荒尾市
小計							1,453
大分	(A)	大分県	昭和43年6月17日	建造第1628号	昭和43年6月17日	15,221	大分市、別府市
小計							15,221
鹿児島	(A)	鹿児島県	昭和37年6月16日	建造第1147号	昭和37年6月16日	(1,695)	鹿児島市
			昭和41年4月26日	建造第1319号	昭和41年4月26日	(3,266)	鹿児島市
			昭和45年2月6日	建造第 123号	昭和45年2月6日	(1,221)	鹿児島市
	小計	(C)	鹿児島市	平成16年7月1日	市告第 445号	平成16年7月22日	16,684
	(C)	鹿児島市	平成19年7月2日	告示第593号	平成19年10月1日	14,016	
小計							30,700
合計							1,024,140

【注意事項】

- 1 小分類の(A)は都道府県((B)~(D)を除く)、(B)は政令指定都市、(C)は中核市、(D)は施行時特別市を表す。
- 2 ()内の数字は指定区域の変更に伴い、無効となった指定区域の面積を表す。
- 3 開発許可権を有する市への移行や市町村合併等のため、必ずしも告示面積が各公共団体の管轄する指定区域面積を表す訳ではない。
- 4 建設省告示について、便宜上、地方公共団体名に都道府県名を記入している。

II 宅地造成工事規制区域に関する施行状況 (R2.4.1~R3.3.31)

事	項	令和2年度調査		令和元年度調査(参考)	
		件数	面積(千㎡)	件数	面積(千㎡)
1 法第8条の規定に基づく	許可申請	1,459	5,423.6 (2,890.3)	1,712	5,040.1 (3,204.1)
	許可	1,496	5,670.6 (3,062.5)	1,653	4,811.2 (3,049.0)
	不許可	0	0.0 (0.0)	0	0.0 (0.0)
	取下げ	34	75.1 (15.8)	31	112.7 (39.1)
2 法第11条の規定に基づく	協議申請	41	764.7 (160.9)	42	1,153.8 (852.4)
	協議成立	41	789.2 (214.2)	41	1,152.6 (851.2)
	取下げ	0	0.0 (0.0)	0	0.0 (0.0)
3 法第12条の規定に基づく	変更許可申請	720	7,476.9 (4,735.0)	759	13,161.2 (9,391.4)
	許可	720	6,695.4 (4,104.3)	752	13,215.8 (9,491.6)
	不許可	0	0.0 (0.0)	0	0.0 (0.0)
	取下げ	5	257.3 (160.6)	0	0.0 (0.0)
4 法第13条の規定に基づく	完了検査申請	1,443	7,172.0 (4,334.4)	1,556	7,832.6 (5,039.2)
	検査済証交付	1,454	8,049.6 (4,796.4)	1,549	7,949.7 (5,167.4)
	検査不合格	3	4.6 (2.1)	3	4.6 (1.3)
5 法第14条の規定に基づく 監督処分	第1項関係	0		0	
	第2項(工事執行停止)	0		0	
	第2項関係(その他)	0		1	
	第3項(使用禁止又は制限)	0		0	
	第3項関係(その他)	0		0	
6 法第15条の規定に基づく 届出	第1項関係	0	0.0 (-)	0	0.0 (-)
	第2項関係	39	3.6 (-)	37	13.4 (-)
	第3項関係	304	264.9 (-)	338	550.5 (-)

II 宅地造成工事規制区域に関する施行状況 (R2.4.1～R3.3.31)

事 項		令和2年度調査		令和元年度調査(参考)	
		件 数	面 積 (千㎡)	件 数	面 積 (千㎡)
7 法第16条第2項の規定 に基づく勧告	擁壁のみ	44		87	
	排水施設のみ	3		3	
	擁壁と排水施設	54		16	
	その他	22		411	
8 法第17条第1項の規定 に基づく改善命令	擁壁のみ	1		0	
	排水施設のみ	0		0	
	擁壁と排水施設	0		0	
	その他	0		1	
9 法第17条第2項の規定 に基づく改善命令	擁壁のみ	0		0	
	排水施設のみ	0		0	
	擁壁と排水施設	0		0	
	その他	0		0	

【備 考】

- 面積の欄には、宅地の面積を普通書き、うち切土又は盛土した土地の面積を（ ）書きで記入している。
- 面積単位は千㎡であり、**小数第1位（小数第2位四捨五入）**で計算している。
- 第1～4事項は、令和2年4月1日から令和3年3月31日の間に申請、許可等の処分、取り下げ等があったもので、必ずしも「許可申請件数」＝「許可件数」＋「不許可件数」＋「取り下げ件数」とはならない。（協議、変更許可、完了検査についても同様）
- 第5事項の「第3項関係 宅地の使用禁止又は制限」の監督処分と「第3項関係 その他」の監督処分が同一宅地について同時になされた場合は、それぞれ1件として計算している。
- 第7～9事項の件数のうち、同一箇所について調査年度前に出されているものがある場合（同一箇所について、年度をはさんで2度以上勧告をしている場合等）も含まれている。

II-1 法第8条の規定に基づく申請、許可、不許可及び取下げに係る件数・面積の状況 (R2.4.1~R3.3.31)

(単位: 件,千㎡)

	コード	項目 団体名	法第8条の規定に基づく												
			申請			許可			不許可			取下げ			
			件数	面積		件数	面積		件数	面積		件数	面積		
				宅地	切土盛土		宅地	切土盛土		宅地	切土盛土		宅地	切土盛土	
		全国計	1,459	5,423.6	2,890.3	1,496	5,670.6	3,062.5	0	0.0	0.0	34	75.1	15.8	
北海道	A	北海道	22	314.8	167.0	22	319.8	201.3	0	0.0	0.0	1	55.8	2.4	
	B	札幌市	4	19.0	7.6	5	19.3	7.7	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	函館市	1	1.0	1.0	1	1.0	1.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	旭川市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
岩手県	A	岩手県	2	0.4	0.4	2	0.4	0.4	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	盛岡市	2	6.5	5.5	2	6.5	5.5	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
宮城県	B	仙台市	13	14.6	12.2	13	14.6	12.2	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
福島県	C	福島市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
栃木県	A	栃木県	1	0.4	0.1	1	0.4	0.1	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	宇都宮市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
群馬県	A	群馬県	3	3.1	3.1	2	2.3	2.3	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	高崎市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
千葉県	A	千葉県	10	12.2	10.9	10	12.4	11.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	B	千葉市	9	30.2	22.9	9	30.2	22.9	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	船橋市	2	4.5	0.6	2	4.5	0.6	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	柏市	5	2.7	1.3	4	2.5	1.0	0	0.0	0.0	1	0.2	0.2	
東京都	A	東京都	24	13.1	9.5	24	13.0	9.5	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	八王子市	10	3.0	2.8	9	2.7	2.6	0	0.0	0.0	1	0.3	0.3	
神奈川県	A	神奈川県	15	9.1	6.3	20	10.3	7.3	0	0.0	0.0	1	0.4	0.4	
	B	横浜市	239	110.6	93.6	273	110.4	92.8	0	0.0	0.0	13	3.1	2.4	
	B	川崎市	41	17.6	13.2	37	16.3	12.1	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	横須賀市	20	10.3	6.8	20	10.2	6.8	0	0.0	0.0	2	0.7	0.5	
	D	小田原市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
石川県	C	金沢市	0	0.0	0.0	1	80.0	26.2	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	岐阜市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
岐阜県	A	岐阜県	15	61.2	21.0	16	67.0	21.6	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	岐阜市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
静岡県	A	静岡県	20	67.5	26.8	21	68.1	27.5	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	B	浜松市	18	4.0	4.0	19	4.1	4.1	0	0.0	0.0	1	0.0	0.0	
愛知県	A	愛知県	116	1,330.7	302.5	119	1,337.3	308.3	0	0.0	0.0	4	5.6	4.4	
	B	名古屋市	209	158.2	105.1	207	170.6	111.9	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	岡崎市	16	5.8	5.2	15	6.6	6.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	豊田市	0	0.0	0.0	2	38.3	12.3	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	D	春日井市	5	5.9	3.6	4	4.1	2.7	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
滋賀県	A	滋賀県	9	14.3	14.3	10	15.7	15.7	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	大津市	18	16.5	15.2	18	16.5	15.2	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
京都府	A	京都府	13	279.2	271.8	11	271.3	263.6	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	B	京都市	11	57.2	36.5	12	57.6	36.9	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
大阪府	A	大阪府	30	161.9	125.3	31	162.9	126.3	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	B	堺市	11	4.2	2.8	10	34.5	33.4	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	豊中市	5	1.6	1.3	5	1.6	1.3	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	吹田市	15	7.7	5.8	15	7.9	6.3	0	0.0	0.0	1	0.4	0.2	
	C	高槻市	25	40.6	32.1	25	40.5	32.2	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	枚方市	20	41.5	38.5	22	32.8	31.0	0	0.0	0.0	2	3.7	3.0	
	C	八尾市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	寝屋川市	1	0.2	0.3	1	0.2	0.3	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	東大阪市	3	1.0	0.5	4	1.6	1.1	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	D	岸和田市	1	1.1	0.3	1	1.1	0.3	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	D	茨木市	4	6.0	4.6	4	6.0	4.6	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	兵庫県	A	兵庫県	48	1,610.7	803.6	49	1,612.9	804.0	0	0.0	0.0	3	2.8	0.9
		B	神戸市	42	50.5	45.6	42	50.5	45.6	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
C		姫路市	11	34.9	11.4	11	34.9	11.4	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
C		明石市	2	0.8	0.5	2	0.8	0.5	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
C		西宮市	19	11.6	9.2	17	10.6	8.7	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
D		宝塚市	13	5.2	3.3	13	5.6	3.6	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	

II-1 法第8条の規定に基づく申請、許可、不許可及び取下げに係る件数・面積の状況 (R2.4.1~R3.3.31)

(単位: 件,千㎡)

項目	コード	団体名	法第8条の規定に基づく											
			申請			許可			不許可			取下げ		
			件数	面積		件数	面積		件数	面積		件数	面積	
				宅地	切土盛土		宅地	切土盛土		宅地	切土盛土		宅地	切土盛土
		全国計	1,459	5,423.6	2,890.3	1,496	5,670.6	3,062.5	0	0.0	0.0	34	75.1	15.8
奈良県	A	奈良県	48	98.0	72.5	50	188.4	148.7	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	C	奈良市	33	26.8	20.2	35	28.5	21.9	0	0.0	0.0	2	0.7	0.5
和歌山県	A	和歌山県	20	33.9	29.7	20	33.9	29.7	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	C	和歌山市	7	15.4	15.4	6	8.6	8.6	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
岡山県	A	岡山県	14	33.0	30.5	14	33.0	30.5	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	B	岡山市	14	7.4	5.7	14	7.2	6.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	C	倉敷市	11	6.7	6.2	11	16.4	15.7	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
広島県	A	広島県	45	306.2	251.0	45	306.2	251.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	B	広島市	25	184.1	62.3	25	184.1	62.3	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	C	呉市	6	18.8	17.6	5	17.8	17.6	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	C	福山市	8	20.5	19.0	7	12.9	11.4	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
山口県	A	山口県	5	2.2	2.2	4	2.0	2.0	0	0.0	0.0	1	0.2	0.2
	C	下関市	11	33.3	33.3	11	33.3	33.3	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
愛媛県	C	松山市	3	2.0	2.0	3	2.0	2.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
高知県	C	高知市	1	0.9	0.3	1	0.9	0.3	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
福岡県	B	北九州市	8	6.6	1.8	8	6.6	1.8	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	B	福岡市	1	0.2	0.1	1	0.2	0.1	0	0.0	0.0	0	0.2	0.1
長崎県	C	長崎市	17	11.5	4.2	16	11.3	3.4	0	0.0	0.0	1	0.9	0.1
	C	佐世保市	6	2.9	1.3	6	2.9	1.3	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
熊本県	A	熊本県	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	B	熊本市	4	1.7	1.3	5	2.1	1.5	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
大分県	A	大分県	11	9.8	9.1	11	9.8	9.1	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	C	大分市	15	12.0	12.4	15	12.0	12.4	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
鹿児島県	C	鹿児島市	23	36.6	36.5	20	32.4	32.2	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0

*コード欄のAは都道府県、Bは政令指定都市、Cは中核市、Dは特例市である。

*都道府県欄の値には地方自治法第252条の17の2第1項の事務処理市町村の値を含む。

Ⅱ-2 法第8条の規定に基づく許可に係る切土・盛土面積区別「件数内訳」(R2.4.1~R3.3.31)

(単位:件)

	コード	項目 団体名	500㎡以内	500㎡超 1,500㎡以内	1,500㎡超 3,000㎡以内	3,000㎡超 10,000㎡以内	10,000㎡超	合計
		全国計	991	304	87	81	33	1,496
北海道	A	北海道	4	3	4	6	5	22
	B	札幌市	4	0	0	1	0	5
	C	函館市	0	1	0	0	0	1
	C	旭川市	0	0	0	0	0	0
岩手県	A	岩手県	2	0	0	0	0	2
	C	盛岡市	1	0	0	1	0	2
宮城県	B	仙台市	4	7	2	0	0	13
福島県	C	福島市	0	0	0	0	0	0
栃木県	A	栃木県	1	0	0	0	0	1
	C	宇都宮市	0	0	0	0	0	0
群馬県	A	群馬県	0	2	0	0	0	2
	C	高崎市	0	0	0	0	0	0
千葉県	A	千葉県	8	0	1	1	0	10
	B	千葉市	3	2	2	2	0	9
	C	船橋市	1	1	0	0	0	2
	C	柏市	3	1	0	0	0	4
東京都	A	東京都	21	3	0	0	0	24
	C	八王子市	9	0	0	0	0	9
神奈川県	A	神奈川県	19	0	0	1	0	20
	B	横浜市	263	3	5	2	0	273
	B	川崎市	34	2	1	0	0	37
	C	横須賀市	17	3	0	0	0	20
	D	小田原市	0	0	0	0	0	0
石川県	C	金沢市	0	0	0	0	1	1
岐阜県	A	岐阜県	9	4	2	0	1	16
	C	岐阜市	0	0	0	0	0	0
静岡県	A	静岡県	5	9	5	2	0	21
	B	浜松市	15	4	0	0	0	19
愛知県	A	愛知県	82	20	7	8	2	119
	B	名古屋市	135	61	10	1	0	207
	C	岡崎市	11	4	0	0	0	15
	C	豊田市	1	0	0	1	0	2
	D	春日井市	2	2	0	0	0	4
滋賀県	A	滋賀県	0	7	2	1	0	10
	C	大津市	7	9	1	1	0	18
京都府	A	京都府	7	1	0	1	2	11
	B	京都市	8	1	2	0	1	12
大阪府	A	大阪府	12	10	4	2	3	31
	B	堺市	7	2	0	0	1	10
	C	豊中市	5	0	0	0	0	5
	C	吹田市	13	1	0	1	0	15
	C	高槻市	22	0	0	2	1	25
	C	枚方市	9	6	3	4	0	22
	C	八尾市	0	0	0	0	0	0
	C	寝屋川市	1	0	0	0	0	1
	C	東大阪市	3	1	0	0	0	4
	D	岸和田市	1	0	0	0	0	1
	D	茨木市	3	0	0	1	0	4
兵庫県	A	兵庫県	20	7	7	9	6	49
	B	神戸市	35	3	1	2	1	42
	C	姫路市	6	3	0	2	0	11
	C	明石市	2	0	0	0	0	2
	C	西宮市	15	1	1	0	0	17
	D	宝塚市	13	0	0	0	0	13

II-2 法第8条の規定に基づく許可に係る切土・盛土面積区分別「件数内訳」(R2.4.1~R3.3.31)

(単位:件)

	コード	項目 団体名	500㎡以内	500㎡超 1,500㎡以内	1,500㎡超 3,000㎡以内	3,000㎡超 10,000㎡以内	10,000㎡超	合計
		全国計	991	304	87	81	33	1,496
奈良県	A	奈良県	31	8	4	4	3	50
	C	奈良市	27	5	2	1	0	35
和歌山県	A	和歌山県	3	12	4	1	0	20
	C	和歌山市	1	3	2	0	0	6
岡山県	A	岡山県	1	6	4	3	0	14
	B	岡山市	8	6	0	0	0	14
	C	倉敷市	4	6	0	1	0	11
広島県	A	広島県	7	17	5	12	4	45
	B	広島市	12	11	1	0	1	25
	C	呉市	1	1	1	2	0	5
	C	福山市	3	3	0	1	0	7
山口県	A	山口県	3	1	0	0	0	4
	C	下関市	6	4	0	0	1	11
愛媛県	C	松山市	0	3	0	0	0	3
高知県	C	高知市	1	0	0	0	0	1
福岡県	B	北九州市	7	1	0	0	0	8
	B	福岡市	1	0	0	0	0	1
長崎県	C	長崎市	14	2	0	0	0	16
	C	佐世保市	5	1	0	0	0	6
熊本県	A	熊本県	0	0	0	0	0	0
	B	熊本市	4	1	0	0	0	5
大分県	A	大分県	2	8	1	0	0	11
	C	大分市	2	13	0	0	0	15
鹿児島県	C	鹿児島市	5	8	3	4	0	20

*コード欄のAは都道府県、Bは政令指定都市、Cは中核市、Dは特例市である。

*都道府県欄の値には地方自治法第252条の17の2第1項の事務処理市町村の値を含む。

II-3 法第8条の規定に基づく許可に係る切土・盛土面積別「面積内訳」(R2.4.1~R3.3.31)

(単位:千㎡)

	コード	項目 団体名	500㎡以内	500㎡超 1,500㎡以内	1,500㎡超 3,000㎡以内	3,000㎡超 10,000㎡以内	10,000㎡超	合計
		全国計	224.8	265.3	193.0	462.2	1,917.2	3,062.5
北海道	A	北海道	1.2	2.4	9.2	33.2	155.4	201.3
	B	札幌市	0.6	0.0	0.0	7.1	0.0	7.7
	C	函館市	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	1.0
	C	旭川市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
岩手県	A	岩手県	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4
	C	盛岡市	0.4	0.0	0.0	5.1	0.0	5.5
宮城県	B	仙台市	1.5	6.7	4.1	0.0	0.0	12.2
福島県	C	福島市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
栃木県	A	栃木県	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
	C	宇都宮市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
群馬県	A	群馬県	0.0	2.3	0.0	0.0	0.0	2.3
	C	高崎市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
千葉県	A	千葉県	2.2	0.0	1.6	7.3	0.0	11.0
	B	千葉市	1.2	2.2	5.5	14.0	0.0	22.9
	C	船橋市	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0	0.6
	C	柏市	0.3	0.7	0.0	0.0	0.0	1.0
東京都	A	東京都	6.7	2.8	0.0	0.0	0.0	9.5
	C	八王子市	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0	2.6
神奈川県	A	神奈川県	3.2	0.0	0.0	4.1	0.0	7.3
	B	横浜市	66.3	3.1	11.8	11.6	0.0	92.8
	B	川崎市	8.7	1.3	2.2	0.0	0.0	12.1
	C	横須賀市	3.3	3.5	0.0	0.0	0.0	6.8
	D	小田原市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
石川県	C	金沢市	0.0	0.0	0.0	0.0	26.2	26.2
岐阜県	A	岐阜県	2.1	2.6	4.2	0.0	12.7	21.6
	C	岐阜市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
静岡県	A	静岡県	0.8	7.5	9.5	9.7	0.0	27.5
	B	浜松市	1.5	2.5	0.0	0.0	0.0	4.1
愛知県	A	愛知県	18.1	17.5	15.9	41.0	215.7	308.3
	B	名古屋市	30.6	54.2	20.4	6.6	0.0	111.9
	C	岡崎市	2.9	3.1	0.0	0.0	0.0	6.0
	C	豊田市	0.5	0.0	0.0	11.8	0.0	12.3
	D	春日井市	0.5	2.2	0.0	0.0	0.0	2.7
滋賀県	A	滋賀県	0.0	7.6	3.9	4.2	0.0	15.7
	C	大津市	1.6	7.1	2.7	3.7	0.0	15.2
京都府	A	京都府	1.9	1.1	0.0	3.2	257.5	263.6
	B	京都市	2.7	0.5	3.4	0.0	30.3	36.9
大阪府	A	大阪府	2.6	9.0	8.3	11.0	95.4	126.3
	B	堺市	1.2	1.2	0.0	0.0	30.9	33.4
	C	豊中市	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3
	C	吹田市	2.5	0.8	0.0	3.1	0.0	6.3
	C	高槻市	2.9	0.0	0.0	15.1	14.3	32.2
	C	枚方市	2.3	5.7	6.9	16.1	0.0	31.0
	C	八尾市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	C	寝屋川市	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3
	C	東大阪市	0.5	0.6	0.0	0.0	0.0	1.1
	D	岸和田市	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3
	D	茨木市	1.1	0.0	0.0	3.5	0.0	4.6
	兵庫県	A	兵庫県	4.2	6.6	15.5	49.1	728.5
B		神戸市	5.6	2.2	2.1	11.6	24.1	45.6
C		姫路市	1.1	2.9	0.0	7.4	0.0	11.4
C		明石市	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5
C		西宮市	3.1	0.7	5.0	0.0	0.0	8.7
D		宝塚市	3.6	0.0	0.0	0.0	0.0	3.6

II-3 法第8条の規定に基づく許可に係る切土・盛土面積区分「面積内訳」(R2.4.1~R3.3.31)

(単位:千㎡)

	コード	項目 団体名	500㎡以内	500㎡超 1,500㎡以内	1,500㎡超 3,000㎡以内	3,000㎡超 10,000㎡以内	10,000㎡超	合計
		全国計	224.8	265.3	193.0	462.2	1,917.2	3,062.5
奈良県	A	奈良県	5.6	5.6	8.3	20.2	109.0	148.7
	C	奈良市	4.9	4.5	4.4	8.0	0.0	21.9
和歌山県	A	和歌山県	1.0	11.7	7.4	9.6	0.0	29.7
	C	和歌山市	0.2	3.4	5.0	0.0	0.0	8.6
岡山県	A	岡山県	0.0	4.0	10.2	16.2	0.0	30.5
	B	岡山市	1.6	4.4	0.0	0.0	0.0	6.0
	C	倉敷市	1.1	4.8	0.0	9.8	0.0	15.7
広島県	A	広島県	1.7	15.4	12.4	79.2	142.4	251.0
	B	広島市	2.4	10.8	2.8	0.0	46.2	62.3
	C	呉市	0.3	1.0	2.7	13.6	0.0	17.6
	C	福山市	0.5	2.2	0.0	8.6	0.0	11.4
山口県	A	山口県	0.8	1.2	0.0	0.0	0.0	2.0
	C	下関市	1.5	3.2	0.0	0.0	28.6	33.3
愛媛県	C	松山市	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0	2.0
高知県	C	高知市	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3
福岡県	B	北九州市	1.2	0.5	0.0	0.0	0.0	1.8
	B	福岡市	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
長崎県	C	長崎市	1.8	1.6	0.0	0.0	0.0	3.4
	C	佐世保市	0.7	0.6	0.0	0.0	0.0	1.3
熊本県	A	熊本県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	B	熊本市	0.8	0.7	0.0	0.0	0.0	1.5
大分県	A	大分県	0.4	6.7	2.0	0.0	0.0	9.1
	C	大分市	0.6	11.8	0.0	0.0	0.0	12.4
鹿児島県	C	鹿児島市	2.2	6.9	5.8	17.4	0.0	32.2

*コード欄のAは都道府県、Bは政令指定都市、Cは中核市、Dは特例市である。

*都道府県欄の値には地方自治法第252条の17の2第1項の事務処理市町村の値を含む。

Ⅱ-4 法第11条の規定に基づく協議申請、協議成立及び取下げに係る件数・面積の状況 (R2.4.1~R3.3.31)

(単位: 件,千㎡)

	コード	項目 団体名	法第11条の規定に基づく									
			協議申請			協議成立			取下げ			
			件数	面積		件数	面積		件数	面積		
				宅地	切土盛土		宅地	切土盛土		宅地	切土盛土	
		全国計	41	764.7	160.9	41	789.2	214.2	0	0.0	0.0	
北海道	A	北海道	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	B	札幌市	1	21.3	0.8	1	21.3	0.8	0	0.0	0.0	
	C	函館市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	旭川市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
岩手県	A	岩手県	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	盛岡市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
宮城県	B	仙台市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
福島県	C	福島市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
栃木県	A	栃木県	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	宇都宮市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
群馬県	A	群馬県	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	高崎市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
千葉県	A	千葉県	3	105.1	34.4	1	35.0	11.5	0	0.0	0.0	
	B	千葉市	3	17.1	10.9	3	17.1	10.9	0	0.0	0.0	
	C	船橋市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	柏市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
東京都	A	東京都	1	32.2	15.0	1	32.2	15.0	0	0.0	0.0	
	C	八王子市	2	9.6	3.3	2	9.6	3.3	0	0.0	0.0	
神奈川県	A	神奈川県	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	B	横浜市	2	0.8	0.5	3	1.1	0.7	0	0.0	0.0	
	B	川崎市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	横須賀市	1	15.0	14.0	1	15.0	14.0	0	0.0	0.0	
	D	小田原市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
石川県	C	金沢市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
岐阜県	A	岐阜県	1	7.0	7.0	1	7.0	7.0	0	0.0	0.0	
	C	岐阜市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
静岡県	A	静岡県	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	B	浜松市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
愛知県	A	愛知県	3	432.5	8.1	3	432.5	8.1	0	0.0	0.0	
	B	名古屋市	1	10.1	4.7	2	109.3	81.6	0	0.0	0.0	
	C	岡崎市	0	0.0	0.0	1	1.0	1.0	0	0.0	0.0	
	C	豊田市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	D	春日井市	2	55.9	21.0	2	55.9	21.0	0	0.0	0.0	
滋賀県	A	滋賀県	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	大津市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
京都府	A	京都府	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	B	京都市	1	1.4	1.4	1	1.4	1.4	0	0.0	0.0	
大阪府	A	大阪府	2	27.5	21.3	2	27.5	21.3	0	0.0	0.0	
	B	堺市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	豊中市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	吹田市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	高槻市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	枚方市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	八尾市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	寝屋川市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	東大阪市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	D	岸和田市	2	0.8	0.8	2	0.8	0.8	0	0.0	0.0	
	D	茨木市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	兵庫県	A	兵庫県	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
		B	神戸市	4	7.7	2.3	4	7.7	2.3	0	0.0	0.0
C		姫路市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
C		明石市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
C		西宮市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
D		宝塚市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	

II-4 法第11条の規定に基づく協議申請、協議成立及び取下げに係る件数・面積の状況 (R2.4.1~R3.3.31)

(単位: 件,千㎡)

	コード	項目 団体名	法第11条の規定に基づく								
			協議申請			協議成立			取下げ		
			件数	面積		件数	面積		件数	面積	
				宅地	切土盛土		宅地	切土盛土		宅地	切土盛土
		全国計	41	764.7	160.9	41	789.2	214.2	0	0.0	0.0
奈良県	A	奈良県	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	C	奈良市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
和歌山県	A	和歌山県	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	C	和歌山市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
岡山県	A	岡山県	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	B	岡山市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	C	倉敷市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
広島県	A	広島県	3	11.5	7.5	2	5.6	5.6	0	0.0	0.0
	B	広島市	5	4.5	4.5	5	4.5	4.5	0	0.0	0.0
	C	呉市	1	0.6	0.4	1	0.6	0.4	0	0.0	0.0
	C	福山市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
山口県	A	山口県	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	C	下関市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
愛媛県	C	松山市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
高知県	C	高知市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
福岡県	B	北九州市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	B	福岡市	1	1.2	0.1	1	1.2	0.1	0	0.0	0.0
長崎県	C	長崎市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	C	佐世保市	1	2.6	2.5	1	2.6	2.5	0	0.0	0.0
熊本県	A	熊本県	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	B	熊本市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
大分県	A	大分県	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	C	大分市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
鹿児島県	C	鹿児島市	1	0.4	0.4	1	0.4	0.4	0	0.0	0.0

*コード欄のAは都道府県、Bは政令指定都市、Cは中核市、Dは特例市である。

*都道府県欄の値には地方自治法第252条の17の2第1項の事務処理市町村の値を含む。

II-5 法第11条の規定に基づく協議成立に係る切土・盛土面積区分別「件数内訳」(R2.4.1~R3.3.31)

(単位: 件)

	コード	項目 団体名	500㎡以内	500㎡超 1,500㎡以内	1,500㎡超 3,000㎡以内	3,000㎡超 10,000㎡以内	10,000㎡超	合計
		全国計	15	8	4	8	6	41
北海道	A	北海道	0	0	0	0	0	0
	B	札幌市	0	1	0	0	0	1
	C	函館市	0	0	0	0	0	0
	C	旭川市	0	0	0	0	0	0
岩手県	A	岩手県	0	0	0	0	0	0
	C	盛岡市	0	0	0	0	0	0
宮城県	B	仙台市	0	0	0	0	0	0
福島県	C	福島市	0	0	0	0	0	0
栃木県	A	栃木県	0	0	0	0	0	0
	C	宇都宮市	0	0	0	0	0	0
群馬県	A	群馬県	0	0	0	0	0	0
	C	高崎市	0	0	0	0	0	0
千葉県	A	千葉県	0	0	0	0	1	1
	B	千葉市	0	2	0	1	0	3
	C	船橋市	0	0	0	0	0	0
	C	柏市	0	0	0	0	0	0
東京都	A	東京都	0	0	0	0	1	1
	C	八王子市	0	1	1	0	0	2
神奈川県	A	神奈川県	0	0	0	0	0	0
	B	横浜市	3	0	0	0	0	3
	B	川崎市	0	0	0	0	0	0
	C	横須賀市	0	0	0	0	1	1
		D	小田原市	0	0	0	0	0
石川県	C	金沢市	0	0	0	0	0	0
岐阜県	A	岐阜県	0	0	0	1	0	1
	C	岐阜市	0	0	0	0	0	0
静岡県	A	静岡県	0	0	0	0	0	0
	B	浜松市	0	0	0	0	0	0
愛知県	A	愛知県	1	1	0	1	0	3
	B	名古屋市	0	0	0	1	1	2
	C	岡崎市	0	1	0	0	0	1
	C	豊田市	0	0	0	0	0	0
	D	春日井市	0	0	0	1	1	2
滋賀県	A	滋賀県	0	0	0	0	0	0
	C	大津市	0	0	0	0	0	0
京都府	A	京都府	0	0	0	0	0	0
	B	京都市	0	1	0	0	0	1
大阪府	A	大阪府	0	0	0	1	1	2
	B	堺市	0	0	0	0	0	0
	C	豊中市	0	0	0	0	0	0
	C	吹田市	0	0	0	0	0	0
	C	高槻市	0	0	0	0	0	0
	C	枚方市	0	0	0	0	0	0
	C	八尾市	0	0	0	0	0	0
	C	寝屋川市	0	0	0	0	0	0
	C	東大阪市	0	0	0	0	0	0
	D	岸和田市	2	0	0	0	0	2
	D	茨木市	0	0	0	0	0	0
兵庫県	A	兵庫県	0	0	0	0	0	0
	B	神戸市	3	0	1	0	0	4
	C	姫路市	0	0	0	0	0	0
	C	明石市	0	0	0	0	0	0
	C	西宮市	0	0	0	0	0	0
	D	宝塚市	0	0	0	0	0	0

II-5 法第11条の規定に基づく協議成立に係る切土・盛土面積区別「件数内訳」(R2.4.1~R3.3.31)

(単位:件)

	コード	項目 団体名	500㎡以内	500㎡超 1,500㎡以内	1,500㎡超 3,000㎡以内	3,000㎡超 10,000㎡以内	10,000㎡超	合計
				全国計	15	8	4	8
奈良県	A	奈良県	0	0	0	0	0	0
	C	奈良市	0	0	0	0	0	0
和歌山県	A	和歌山県	0	0	0	0	0	0
	C	和歌山市	0	0	0	0	0	0
岡山県	A	岡山県	0	0	0	0	0	0
	B	岡山市	0	0	0	0	0	0
	C	倉敷市	0	0	0	0	0	0
広島県	A	広島県	0	0	1	1	0	2
	B	広島市	3	1	0	1	0	5
	C	呉市	1	0	0	0	0	1
	C	福山市	0	0	0	0	0	0
山口県	A	山口県	0	0	0	0	0	0
	C	下関市	0	0	0	0	0	0
愛媛県	C	松山市	0	0	0	0	0	0
高知県	C	高知市	0	0	0	0	0	0
福岡県	B	北九州市	0	0	0	0	0	0
	B	福岡市	1	0	0	0	0	1
長崎県	C	長崎市	0	0	0	0	0	0
	C	佐世保市	0	0	1	0	0	1
熊本県	A	熊本県	0	0	0	0	0	0
	B	熊本市	0	0	0	0	0	0
大分県	A	大分県	0	0	0	0	0	0
	C	大分市	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	C	鹿児島市	1	0	0	0	0	1

*コード欄のAは都道府県、Bは政令指定都市、Cは中核市、Dは特例市である。

*都道府県欄の値には地方自治法第252条の17の2第1項の事務処理市町村の値を含む。

II-6 法第11条の規定に基づく協議成立に係る切土・盛土面積区分別「面積内訳」(R2.4.1~R3.3.31)

(単位:千㎡)

	コード	項目 団体名	500㎡以内	500㎡超 1,500㎡以内	1,500㎡超 3,000㎡以内	3,000㎡超 10,000㎡以内	10,000㎡超	合計
		全国計	2.9	7.2	9.1	48.7	146.3	214.2
北海道	A	北海道	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	B	札幌市	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	0.8
	C	函館市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	C	旭川市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
岩手県	A	岩手県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	C	盛岡市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
宮城県	B	仙台市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
福島県	C	福島市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
栃木県	A	栃木県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	C	宇都宮市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
群馬県	A	群馬県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	C	高崎市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
千葉県	A	千葉県	0.0	0.0	0.0	0.0	11.5	11.5
	B	千葉市	0.0	1.5	0.0	9.4	0.0	10.9
	C	船橋市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	C	柏市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
東京都	A	東京都	0.0	0.0	0.0	0.0	15.0	15.0
	C	八王子市	0.0	0.7	2.6	0.0	0.0	3.3
神奈川県	A	神奈川県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	B	横浜市	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7
	B	川崎市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	C	横須賀市	0.0	0.0	0.0	0.0	14.0	14.0
	D	小田原市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
石川県	C	金沢市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
岐阜県	A	岐阜県	0.0	0.0	0.0	7.0	0.0	7.0
	C	岐阜市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
静岡県	A	静岡県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	B	浜松市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
愛知県	A	愛知県	0.1	0.8	0.0	7.2	0.0	8.1
	B	名古屋市	0.0	0.0	0.0	4.7	76.9	81.6
	C	岡崎市	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	1.0
	C	豊田市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	D	春日井市	0.0	0.0	0.0	7.1	14.0	21.0
滋賀県	A	滋賀県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	C	大津市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
京都府	A	京都府	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	B	京都市	0.0	1.4	0.0	0.0	0.0	1.4
大阪府	A	大阪府	0.0	0.0	0.0	6.3	15.0	21.3
	B	堺市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	C	豊中市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	C	吹田市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	C	高槻市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	C	枚方市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	C	八尾市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	C	寝屋川市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	C	東大阪市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	D	岸和田市	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8
	D	茨木市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
兵庫県	A	兵庫県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	B	神戸市	0.2	0.0	2.2	0.0	0.0	2.3
	C	姫路市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	C	明石市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	C	西宮市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	D	宝塚市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

II-6 法第11条の規定に基づく協議成立に係る切土・盛土面積区別「面積内訳」(R2.4.1~R3.3.31)

(単位:千㎡)

	コード	項目 団体名	500㎡以内	500㎡超 1,500㎡以内	1,500㎡超 3,000㎡以内	3,000㎡超 10,000㎡以内	10,000㎡超	合計
		全国計	2.9	7.2	9.1	48.7	146.3	214.2
奈良県	A	奈良県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	C	奈良市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
和歌山県	A	和歌山県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	C	和歌山市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
岡山県	A	岡山県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	B	岡山市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	C	倉敷市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
広島県	A	広島県	0.0	0.0	1.8	3.8	0.0	5.6
	B	広島市	0.3	1.0	0.0	3.2	0.0	4.5
	C	呉市	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4
	C	福山市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
山口県	A	山口県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	C	下関市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
愛媛県	C	松山市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
高知県	C	高知市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
福岡県	B	北九州市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	B	福岡市	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
長崎県	C	長崎市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	C	佐世保市	0.0	0.0	2.5	0.0	0.0	2.5
熊本県	A	熊本県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	B	熊本市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
大分県	A	大分県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	C	大分市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鹿児島県	C	鹿児島市	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4

*コード欄のAは都道府県、Bは政令指定都市、Cは中核市、Dは特例市である。

*都道府県欄の値には地方自治法第252条の17の2第1項の事務処理市町村の値を含む。

II-7 法第12条の規定に基づく申請、許可、不許可及び取下げ件数・面積の状況 (R2.4.1~R3.3.31)

(単位: 件,千㎡)

	コード	項目 団体名	法第12条の規定に基づく												
			申請			許可			不許可			取下げ			
			件数	面積		件数	面積		件数	面積		件数	面積		
				宅地	切土盛土		宅地	切土盛土		宅地	切土盛土		宅地	切土盛土	
		全国計	720	7,476.9	4,735.0	720	6,695.4	4,104.3	0	0.0	0.0	5	257.3	160.6	
北海道	A	北海道	7	209.8	167.7	7	209.8	167.7	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	B	札幌市	5	87.6	77.5	6	179.8	150.7	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	函館市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	旭川市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
岩手県	A	岩手県	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	盛岡市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
宮城県	B	仙台市	4	2.6	2.5	4	2.6	2.5	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
福島県	C	福島市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
栃木県	A	栃木県	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	宇都宮市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
群馬県	A	群馬県	1	1.6	1.6	1	1.6	1.6	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	高崎市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
千葉県	A	千葉県	9	11.7	6.6	9	11.7	6.6	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	B	千葉市	2	8.9	3.9	2	8.9	3.9	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	船橋市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	柏市	1	0.2	0.0	1	0.2	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
東京都	A	東京都	10	878.0	764.1	10	878.0	764.1	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	八王子市	2	759.0	549.8	1	0.3	0.1	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
神奈川県	A	神奈川県	21	6.0	4.8	23	6.8	5.5	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	B	横浜市	209	241.0	149.9	209	254.0	160.3	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	B	川崎市	17	15.4	10.0	15	11.2	8.0	0	0.0	0.0	1	0.3	0.3	
	C	横須賀市	10	200.7	115.9	9	200.1	115.4	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	D	小田原市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
石川県	C	金沢市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
岐阜県	A	岐阜県	12	451.3	27.4	15	667.5	115.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	岐阜市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
静岡県	A	静岡県	11	112.6	57.3	10	110.5	55.3	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	B	浜松市	6	1.4	1.4	6	1.4	1.4	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
愛知県	A	愛知県	18	1,170.2	866.6	17	1,159.0	860.8	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	B	名古屋市	89	367.1	210.9	90	272.5	136.8	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	岡崎市	4	2.1	2.0	4	2.1	2.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	豊田市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	D	春日井市	5	28.8	17.2	5	28.8	17.2	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
滋賀県	A	滋賀県	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	大津市	10	76.0	74.8	10	76.0	74.8	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
京都府	A	京都府	6	261.2	248.9	9	410.6	371.1	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	B	京都市	7	94.5	40.2	7	94.5	40.2	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
大阪府	A	大阪府	19	371.1	278.6	17	59.5	55.2	0	0.0	0.0	1	242.9	156.8	
	B	堺市	4	31.9	31.6	4	31.9	31.6	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	豊中市	5	10.9	10.2	5	10.9	10.2	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	吹田市	4	1.4	1.2	5	10.0	3.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	高槻市	8	8.5	7.4	8	8.5	7.4	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	枚方市	8	11.7	11.0	8	11.7	11.0	0	0.0	0.0	1	3.6	3.3	
	C	八尾市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	寝屋川市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	C	東大阪市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	D	岸和田市	9	64.4	64.1	11	82.2	81.8	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	D	茨木市	3	1.4	1.3	3	1.4	1.3	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
	兵庫県	A	兵庫県	17	93.1	88.5	17	93.1	88.5	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
		B	神戸市	11	5.0	3.0	11	5.0	3.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
C		姫路市	7	58.6	17.2	7	58.6	17.2	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
C		明石市	2	0.5	0.2	2	0.5	0.2	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
C		西宮市	25	18.2	15.9	25	18.2	15.9	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
D		宝塚市	6	699.2	363.5	6	699.2	363.5	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	

II-7 法第12条の規定に基づく申請、許可、不許可及び取下げ件数・面積の状況 (R2.4.1~R3.3.31)

(単位: 件,千㎡)

コード	項目 団体名	法第12条の規定に基づく											
		申請			許可			不許可			取下げ		
		件数	面積		件数	面積		件数	面積		件数	面積	
			宅地	切土盛土		宅地	切土盛土		宅地	切土盛土		宅地	切土盛土
	全国計	720	7,476.9	4,735.0	720	6,695.4	4,104.3	0	0.0	0.0	5	257.3	160.6
奈良県	A 奈良県	25	112.0	98.4	20	14.1	11.4	0	0.0	0.0	1	0.1	0.1
	C 奈良市	15	9.3	7.4	16	11.4	8.7	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
和歌山県	A 和歌山県	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	C 和歌山市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
岡山県	A 岡山県	6	477.3	0.0	6	477.3	0.0	0	0.0	0.0	1	10.4	0.0
	B 岡山市	4	18.5	17.5	4	18.5	17.5	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	C 倉敷市	2	10.7	10.6	2	10.7	10.6	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
広島県	A 広島県	10	63.8	38.8	10	63.8	37.7	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	B 広島市	8	177.9	58.4	8	177.9	58.4	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	C 呉市	4	4.7	4.4	4	4.7	4.4	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	C 福山市	4	6.7	6.1	4	6.7	6.1	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
山口県	A 山口県	2	1.4	1.4	2	1.4	1.4	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	C 下関市	7	77.6	77.6	7	77.6	77.6	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
愛媛県	C 松山市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
高知県	C 高知市	2	2.3	2.3	2	2.3	2.3	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
福岡県	B 北九州市	1	0.2	0.1	1	0.2	0.1	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	B 福岡市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
長崎県	C 長崎市	7	24.2	5.4	7	24.2	5.4	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	C 佐世保市	13	15.1	1.1	12	14.4	1.1	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
熊本県	A 熊本県	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	B 熊本市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
大分県	A 大分県	4	5.2	4.2	4	5.2	4.2	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	C 大分市	5	3.7	3.7	5	3.7	3.7	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
鹿児島県	C 鹿児島市	7	103.1	103.1	7	103.1	103.1	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0

*コード欄のAは都道府県、Bは政令指定都市、Cは中核市、Dは特例市である。

*都道府県欄の値には地方自治法第252条の17の2第1項の事務処理市町村の値を含む。

II-8 法第13条の規定に基づく申請、検査済証交付等に係る件数・面積の状況 (R2.4.1~R3.3.31)

(単位: 件,千㎡)

	コード	項目 団体名	法第13条の規定に基づく								
			申請			検査済証交付			検査不合格		
			件数	面積		件数	面積		件数	面積	
				宅地	切土盛土		宅地	切土盛土		宅地	切土盛土
		全国計	1,443	7,172.0	4,334.4	1,454	8,049.6	4,796.4	3	4.6	2.1
北海道	A	北海道	18	238.3	181.7	19	973.5	482.8	0	0.0	0.0
	B	札幌市	8	123.0	78.3	8	123.0	78.3	0	0.0	0.0
	C	函館市	1	1.0	1.0	1	1.0	1.0	0	0.0	0.0
	C	旭川市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
岩手県	A	岩手県	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	C	盛岡市	2	6.5	5.5	2	6.5	5.5	0	0.0	0.0
宮城県	B	仙台市	18	39.6	26.5	18	39.6	26.5	0	0.0	0.0
福島県	C	福島市	1	6.7	0.7	1	6.7	0.7	0	0.0	0.0
栃木県	A	栃木県	1	11.8	1.4	1	11.8	1.4	0	0.0	0.0
	C	宇都宮市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
群馬県	A	群馬県	3	9.1	3.0	3	9.1	3.0	0	0.0	0.0
	C	高崎市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
千葉県	A	千葉県	9	11.0	9.3	9	11.0	9.3	0	0.0	0.0
	B	千葉市	6	6.3	4.2	6	6.3	4.2	0	0.0	0.0
	C	船橋市	1	0.6	0.6	1	0.6	0.6	0	0.0	0.0
	C	柏市	10	6.3	4.7	10	6.3	4.7	0	0.0	0.0
東京都	A	東京都	35	1,760.7	1,533.1	37	2,064.4	1,766.2	0	0.0	0.0
	C	八王子市	10	14.4	9.7	12	19.0	14.2	0	0.0	0.0
神奈川県	A	神奈川県	24	7.0	5.3	24	7.3	5.6	0	0.0	0.0
	B	横浜市	277	229.7	139.5	289	256.6	151.5	0	0.0	0.0
	B	川崎市	34	14.7	10.3	31	13.8	9.9	3	4.6	2.1
	C	横須賀市	17	62.7	5.6	18	62.8	5.7	0	0.0	0.0
	D	小田原市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
石川県	C	金沢市	1	80.0	26.2	1	80.0	26.2	0	0.0	0.0
岐阜県	A	岐阜県	24	462.5	20.7	25	465.5	29.7	0	0.0	0.0
	C	岐阜市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
静岡県	A	静岡県	13	111.9	56.4	12	39.2	31.3	0	0.0	0.0
	B	浜松市	13	2.3	2.3	11	1.8	1.8	0	0.0	0.0
愛知県	A	愛知県	94	604.4	477.2	96	599.9	473.2	0	0.0	0.0
	B	名古屋市	213	235.5	142.9	216	334.2	148.8	0	0.0	0.0
	C	岡崎市	17	7.5	6.9	15	6.2	5.5	0	0.0	0.0
	C	豊田市	3	41.9	24.6	3	0.9	0.9	0	0.0	0.0
	D	春日井市	8	16.2	12.3	8	16.2	12.3	0	0.0	0.0
滋賀県	A	滋賀県	6	20.1	20.1	6	20.1	20.1	0	0.0	0.0
	C	大津市	16	78.6	77.0	16	78.6	77.0	0	0.0	0.0
京都府	A	京都府	8	41.1	40.1	8	41.1	40.1	0	0.0	0.0
	B	京都市	13	82.2	29.6	13	82.2	29.6	0	0.0	0.0
大阪府	A	大阪府	32	67.1	62.0	31	63.7	58.1	0	0.0	0.0
	B	堺市	12	35.4	33.9	12	35.4	33.9	0	0.0	0.0
	C	豊中市	4	5.9	5.4	6	8.9	8.4	0	0.0	0.0
	C	吹田市	7	13.5	6.1	7	13.5	6.1	0	0.0	0.0
	C	高槻市	17	10.2	8.9	19	10.5	9.1	0	0.0	0.0
	C	枚方市	19	31.1	26.9	19	31.1	26.9	0	0.0	0.0
	C	八尾市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	C	寝屋川市	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	C	東大阪市	3	1.0	0.9	3	1.0	0.9	0	0.0	0.0
	D	岸和田市	9	32.3	32.0	9	32.3	32.0	0	0.0	0.0
	D	茨木市	5	8.3	7.0	4	7.8	6.6	0	0.0	0.0
	兵庫県	A	兵庫県	43	223.3	156.2	43	223.3	156.0	0	0.0
B		神戸市	25	13.9	7.6	25	13.9	7.6	0	0.0	0.0
C		姫路市	6	6.7	5.2	6	6.7	5.2	0	0.0	0.0
C		明石市	3	1.1	0.9	3	1.1	0.9	0	0.0	0.0
C		西宮市	21	11.5	9.9	22	11.9	10.3	0	0.0	0.0
D		宝塚市	9	700.7	34.1	9	700.7	34.1	0	0.0	0.0

II-8 法第13条の規定に基づく申請、検査済証交付等に係る件数・面積の状況 (R2.4.1~R3.3.31)

(単位: 件,千㎡)

	コード	項目 団体名	法第13条の規定に基づく								
			申請			検査済証交付			検査不合格		
			件数	面積		件数	面積		件数	面積	
				宅地	切土盛土		宅地	切土盛土		宅地	切土盛土
		全国計	1,443	7,172.0	4,334.4	1,454	8,049.6	4,796.4	3	4.6	2.1
奈良県	A	奈良県	40	14.8	11.1	37	15.5	11.4	0	0.0	0.0
	C	奈良市	38	25.4	19.9	38	25.4	19.9	0	0.0	0.0
和歌山県	A	和歌山県	12	15.7	12.7	12	15.7	12.7	0	0.0	0.0
	C	和歌山市	6	7.1	7.1	4	4.8	4.8	0	0.0	0.0
岡山県	A	岡山県	16	46.9	0.0	15	39.6	0.0	0	0.0	0.0
	B	岡山市	10	4.7	3.7	10	4.7	3.7	0	0.0	0.0
	C	倉敷市	8	8.7	8.1	8	8.7	8.1	0	0.0	0.0
広島県	A	広島県	39	1,155.8	749.7	39	1,155.8	749.7	0	0.0	0.0
	B	広島市	33	199.2	78.2	32	34.6	32.0	0	0.0	0.0
	C	呉市	2	0.9	0.7	2	0.9	0.7	0	0.0	0.0
	C	福山市	15	18.2	19.3	14	17.9	19.0	0	0.0	0.0
山口県	A	山口県	5	3.2	3.2	4	2.0	2.0	0	0.0	0.0
	C	下関市	6	2.6	2.6	6	2.6	2.6	0	0.0	0.0
愛媛県	C	松山市	0	0.0	0.0	3	2.0	2.0	0	0.0	0.0
高知県	C	高知市	3	2.6	2.6	3	2.6	2.6	0	0.0	0.0
福岡県	B	北九州市	8	3.2	1.4	8	3.2	1.4	0	0.0	0.0
	B	福岡市	2	1.2	1.1	2	1.2	1.1	0	0.0	0.0
長崎県	C	長崎市	13	104.4	2.5	12	104.2	2.5	0	0.0	0.0
	C	佐世保市	14	13.4	11.4	14	13.4	11.4	0	0.0	0.0
熊本県	A	熊本県	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	B	熊本市	4	1.7	1.3	3	1.4	1.2	0	0.0	0.0
大分県	A	大分県	13	9.1	8.7	13	9.1	8.7	0	0.0	0.0
	C	大分市	20	17.1	14.9	20	17.1	14.9	0	0.0	0.0
鹿児島県	C	鹿児島市	17	20.6	20.4	17	20.6	20.4	0	0.0	0.0

*コード欄のAは都道府県、Bは政令指定都市、Cは中核市、Dは特例市である。

*都道府県欄の値には地方自治法第252条の17の2第1項の事務処理市町村の値を含む。

II-9 法第14条の規定に基づく監督処分件数 (R2.4.1~R3.3.31)

(単位:件)

	コード	項目 団体名	法第14条の規定に基づく監督処分件数						
			第1項関係	第2項 (工事執行停止)	第2項関係 (その他)	第3項 (使用停止又は制限)	第3項関係 (その他)	計	
		全国計	0	0	0	0	0	0	
北海道	A	北海道	0	0	0	0	0	0	
	B	札幌市	0	0	0	0	0	0	
	C	函館市	0	0	0	0	0	0	
	C	旭川市	0	0	0	0	0	0	
岩手県	A	岩手県	0	0	0	0	0	0	
	C	盛岡市	0	0	0	0	0	0	
宮城県	B	仙台市	0	0	0	0	0	0	
福島県	C	福島市	0	0	0	0	0	0	
栃木県	A	栃木県	0	0	0	0	0	0	
	C	宇都宮市	0	0	0	0	0	0	
群馬県	A	群馬県	0	0	0	0	0	0	
	C	高崎市	0	0	0	0	0	0	
千葉県	A	千葉県	0	0	0	0	0	0	
	B	千葉市	0	0	0	0	0	0	
	C	船橋市	0	0	0	0	0	0	
	C	柏市	0	0	0	0	0	0	
東京都	A	東京都	0	0	0	0	0	0	
	C	八王子市	0	0	0	0	0	0	
神奈川県	A	神奈川県	0	0	0	0	0	0	
	B	横浜市	0	0	0	0	0	0	
	B	川崎市	0	0	0	0	0	0	
	C	横須賀市	0	0	0	0	0	0	
	D	小田原市	0	0	0	0	0	0	
石川県	C	金沢市	0	0	0	0	0	0	
岐阜県	A	岐阜県	0	0	0	0	0	0	
	C	岐阜市	0	0	0	0	0	0	
静岡県	A	静岡県	0	0	0	0	0	0	
	B	浜松市	0	0	0	0	0	0	
愛知県	A	愛知県	0	0	0	0	0	0	
	B	名古屋市	0	0	0	0	0	0	
	C	岡崎市	0	0	0	0	0	0	
	C	豊田市	0	0	0	0	0	0	
	D	春日井市	0	0	0	0	0	0	
滋賀県	A	滋賀県	0	0	0	0	0	0	
	C	大津市	0	0	0	0	0	0	
京都府	A	京都府	0	0	0	0	0	0	
	B	京都市	0	0	0	0	0	0	
大阪府	A	大阪府	0	0	0	0	0	0	
	B	堺市	0	0	0	0	0	0	
	C	豊中市	0	0	0	0	0	0	
	C	吹田市	0	0	0	0	0	0	
	C	高槻市	0	0	0	0	0	0	
	C	枚方市	0	0	0	0	0	0	
	C	八尾市	0	0	0	0	0	0	
	C	寝屋川市	0	0	0	0	0	0	
	C	東大阪市	0	0	0	0	0	0	
	D	岸和田市	0	0	0	0	0	0	
	D	茨木市	0	0	0	0	0	0	
	兵庫県	A	兵庫県	0	0	0	0	0	0
		B	神戸市	0	0	0	0	0	0
C		姫路市	0	0	0	0	0	0	
C		明石市	0	0	0	0	0	0	
C		西宮市	0	0	0	0	0	0	
D		宝塚市	0	0	0	0	0	0	

II-9 法第14条の規定に基づく監督処分件数 (R2.4.1~R3.3.31)

(単位: 件)

	コード	項目 団体名	法第14条の規定に基づく監督処分件数					計
			第1項関係	第2項 (工事執行停止)	第2項関係 (その他)	第3項 (使用停止又は制限)	第3項関係 (その他)	
		全国計	0	0	0	0	0	0
奈良県	A	奈良県	0	0	0	0	0	0
	C	奈良市	0	0	0	0	0	0
和歌山県	A	和歌山県	0	0	0	0	0	0
	C	和歌山市	0	0	0	0	0	0
岡山県	A	岡山県	0	0	0	0	0	0
	B	岡山市	0	0	0	0	0	0
	C	倉敷市	0	0	0	0	0	0
広島県	A	広島県	0	0	0	0	0	0
	B	広島市	0	0	0	0	0	0
	C	呉市	0	0	0	0	0	0
	C	福山市	0	0	0	0	0	0
山口県	A	山口県	0	0	0	0	0	0
	C	下関市	0	0	0	0	0	0
愛媛県	C	松山市	0	0	0	0	0	0
高知県	C	高知市	0	0	0	0	0	0
福岡県	B	北九州市	0	0	0	0	0	0
	B	福岡市	0	0	0	0	0	0
長崎県	C	長崎市	0	0	0	0	0	0
	C	佐世保市	0	0	0	0	0	0
熊本県	A	熊本県	0	0	0	0	0	0
	B	熊本市	0	0	0	0	0	0
大分県	A	大分県	0	0	0	0	0	0
	C	大分市	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	C	鹿児島市	0	0	0	0	0	0

*コード欄のAは都道府県、Bは政令指定都市、Cは中核市、Dは特例市である。

*都道府県欄の値には地方自治法第252条の17の2第1項の事務処理市町村の値を含む。

II-10 法第15条の規定に基づく届出に係る件数・面積の状況 (R2.4.1~R3.3.31)

(単位: 件,千㎡)

コード	項目 団体名	法第15条の規定に基づく届出								
		第1項関係			第2項関係			第3項関係		
		件数	面積		件数	面積		件数	面積	
			宅地	切土盛土		宅地	切土盛土		宅地	切土盛土
	全国計	0	0.0	-	39	3.6	-	304	264.9	-
北海道	A 北海道	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	B 札幌市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C 函館市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C 旭川市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
岩手県	A 岩手県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C 盛岡市	0	0.0	-	0	0.0	-	3	2.5	-
宮城県	B 仙台市	0	0.0	-	1	0.2	-	0	0.0	-
福島県	C 福島市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
栃木県	A 栃木県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C 宇都宮市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
群馬県	A 群馬県	0	0.0	-	0	0.0	-	5	3.4	-
	C 高崎市	0	0.0	-	0	0.0	-	3	0.7	-
千葉県	A 千葉県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	B 千葉市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C 船橋市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C 柏市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
東京都	A 東京都	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C 八王子市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
神奈川県	A 神奈川県	0	0.0	-	1	0.2	-	0	0.0	-
	B 横浜市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	B 川崎市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C 横須賀市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	D 小田原市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
石川県	C 金沢市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C 金沢市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
岐阜県	A 岐阜県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C 岐阜市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
静岡県	A 静岡県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	B 浜松市	0	0.0	-	2	0.9	-	6	4.1	-
愛知県	A 愛知県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	B 名古屋市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C 岡崎市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C 豊田市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	D 春日井市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
滋賀県	A 滋賀県	0	0.0	-	0	0.0	-	6	2.0	-
	C 大津市	0	0.0	-	1	0.3	-	12	23.8	-
京都府	A 京都府	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	B 京都市	0	0.0	-	4	0.0	-	0	0.0	-
大阪府	A 大阪府	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	B 堺市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C 豊中市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C 吹田市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C 高槻市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C 枚方市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C 八尾市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C 寝屋川市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C 東大阪市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	D 岸和田市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	D 茨木市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	D 茨木市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
兵庫県	A 兵庫県	0	0.0	-	1	0.0	-	12	7.4	-
	B 神戸市	0	0.0	-	17	0.0	-	0	0.0	-
	C 姫路市	0	0.0	-	1	0.8	-	5	0.2	-
	C 明石市	0	0.0	-	1	0.0	-	0	0.0	-
	C 西宮市	0	0.0	-	7	0.0	-	23	11.2	-
	D 宝塚市	0	0.0	-	2	0.3	-	0	0.0	-

II-10 法第15条の規定に基づく届出に係る件数・面積の状況 (R2.4.1~R3.3.31)

(単位: 件,千㎡)

コード	項目 団体名	法第15条の規定に基づく届出								
		第1項関係			第2項関係			第3項関係		
		件数	面積		件数	面積		件数	面積	
			宅地	切土盛土		宅地	切土盛土		宅地	切土盛土
	全国計	0	0.0	-	39	3.6	-	304	264.9	-
奈良県	A 奈良県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C 奈良市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
和歌山県	A 和歌山県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C 和歌山市	0	0.0	-	0	0.0	-	11	24.1	-
岡山県	A 岡山県	0	0.0	-	0	0.0	-	33	44.0	-
	B 岡山市	0	0.0	-	0	0.0	-	27	12.1	-
	C 倉敷市	0	0.0	-	0	0.0	-	19	39.6	-
広島県	A 広島県	0	0.0	-	0	0.0	-	75	58.9	-
	B 広島市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C 呉市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C 福山市	0	0.0	-	0	0.0	-	27	14.6	-
山口県	A 山口県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C 下関市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
愛媛県	C 松山市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
高知県	C 高知市	0	0.0	-	0	0.0	-	3	1.6	-
福岡県	B 北九州市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	B 福岡市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
長崎県	C 長崎市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C 佐世保市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
熊本県	A 熊本県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	B 熊本市	0	0.0	-	1	0.9	-	0	0.0	-
大分県	A 大分県	0	0.0	-	0	0.0	-	26	10.1	-
	C 大分市	0	0.0	-	0	0.0	-	8	4.7	-
鹿児島県	C 鹿児島市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-

*コード欄のAは都道府県、Bは政令指定都市、Cは中核市、Dは特例市である。

*都道府県欄の値には地方自治法第252条の17の2第1項の事務処理市町村の値を含む。

II-11 法第16条第2項の規定に基づく勧告件数 (R2.4.1~R3.3.31)

(単位:件)

	コード	項目 団体名	法第16条第2項の規定に基づく勧告件数				計
			擁壁のみ	排水施設のみ	擁壁と排水施設	その他	
		全国計	44	3	54	22	123
北海道	A	北海道	12	1	2	0	15
	B	札幌市	0	2	0	1	3
	C	函館市	0	0	0	0	0
	C	旭川市	0	0	0	0	0
岩手県	A	岩手県	0	0	0	0	0
	C	盛岡市	1	0	0	0	1
宮城県	B	仙台市	1	0	1	0	2
福島県	C	福島市	0	0	0	0	0
栃木県	A	栃木県	0	0	0	0	0
	C	宇都宮市	0	0	0	0	0
群馬県	A	群馬県	4	0	0	1	5
	C	高崎市	1	0	0	0	1
千葉県	A	千葉県	0	0	0	0	0
	B	千葉市	0	0	0	0	0
	C	船橋市	0	0	0	0	0
	C	柏市	0	0	0	0	0
東京都	A	東京都	6	0	5	0	11
	C	八王子市	3	0	4	0	7
神奈川県	A	神奈川県	0	0	0	0	0
	B	横浜市	2	0	1	0	3
	B	川崎市	0	0	0	0	0
	C	横須賀市	1	0	0	6	7
	D	小田原市	0	0	0	0	0
石川県	C	金沢市	0	0	0	0	0
岐阜県	A	岐阜県	0	0	0	0	0
	C	岐阜市	0	0	0	0	0
静岡県	A	静岡県	0	0	0	0	0
	B	浜松市	0	0	0	0	0
愛知県	A	愛知県	0	0	0	0	0
	B	名古屋市	0	0	0	0	0
	C	岡崎市	0	0	0	0	0
	C	豊田市	0	0	0	0	0
	D	春日井市	0	0	0	0	0
滋賀県	A	滋賀県	0	0	0	0	0
	C	大津市	0	0	0	0	0
京都府	A	京都府	1	0	0	0	1
	B	京都市	0	0	0	0	0
大阪府	A	大阪府	0	0	0	0	0
	B	堺市	0	0	0	0	0
	C	豊中市	0	0	0	0	0
	C	吹田市	0	0	0	0	0
	C	高槻市	0	0	0	0	0
	C	枚方市	0	0	0	0	0
	C	八尾市	0	0	0	0	0
	C	寝屋川市	0	0	0	0	0
	C	東大阪市	0	0	0	0	0
	D	岸和田市	0	0	0	0	0
	D	茨木市	0	0	0	0	0
	兵庫県	A	兵庫県	1	0	3	3
B		神戸市	0	0	3	0	3
C		姫路市	0	0	0	0	0
C		明石市	0	0	0	0	0
C		西宮市	2	0	29	0	31
D		宝塚市	6	0	5	11	22

II-11 法第16条第2項の規定に基づく勧告件数 (R2.4.1~R3.3.31)

(単位:件)

	コード	項目 団体名	法第16条第2項の規定に基づく勧告件数				計
			擁壁のみ	排水施設のみ	擁壁と 排水施設	その他	
		全国計	44	3	54	22	123
奈良県	A	奈良県	0	0	0	0	0
	C	奈良市	0	0	0	0	0
和歌山県	A	和歌山県	0	0	1	0	1
	C	和歌山市	0	0	0	0	0
岡山県	A	岡山県	0	0	0	0	0
	B	岡山市	0	0	0	0	0
	C	倉敷市	0	0	0	0	0
広島県	A	広島県	0	0	0	0	0
	B	広島市	0	0	0	0	0
	C	呉市	0	0	0	0	0
	C	福山市	0	0	0	0	0
山口県	A	山口県	0	0	0	0	0
	C	下関市	0	0	0	0	0
愛媛県	C	松山市	0	0	0	0	0
高知県	C	高知市	0	0	0	0	0
福岡県	B	北九州市	3	0	0	0	3
	B	福岡市	0	0	0	0	0
長崎県	C	長崎市	0	0	0	0	0
	C	佐世保市	0	0	0	0	0
熊本県	A	熊本県	0	0	0	0	0
	B	熊本市	0	0	0	0	0
大分県	A	大分県	0	0	0	0	0
	C	大分市	0	0	0	0	0
鹿児島県	C	鹿児島市	0	0	0	0	0

*コード欄のAは都道府県、Bは政令指定都市、Cは中核市、Dは特例市である。

*都道府県欄の値には地方自治法第252条の17の2第1項の事務処理市町村の値を含む。

II-12 法第17条の規定に基づく改善命令件数 (R2.4.1~R3.3.31)

(単位: 件)

	コード	項目 団体名	法第17条第1項の規定に基づく改善命令件数				法第17条第2項の規定に基づく改善命令件数				計
			擁壁のみ	排水施設のみ	擁壁と 排水施設	その他	擁壁のみ	排水施設のみ	擁壁と 排水施設	その他	
		全国計	1	0	0	0	0	0	0	0	1
奈良県	A	奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	C	奈良市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	A	和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	C	和歌山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	A	岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	B	岡山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	C	倉敷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島県	A	広島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	B	広島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	C	呉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	C	福山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口県	A	山口県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	C	下関市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	C	松山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	C	高知市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	B	北九州市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	B	福岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	C	長崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	C	佐世保市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	A	熊本県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	B	熊本市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	A	大分県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	C	大分市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	C	鹿児島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0

*コード欄のAは都道府県、Bは政令指定都市、Cは中核市、Dは特例市である。

*都道府県欄の値には地方自治法第252条の17の2第1項の事務処理市町村の値を含む。

Ⅱ－１３ 法第８、１１条の規定に基づく許可、協議成立の切土・盛土面積区分別内訳（R2.4.1～R3.3.31）

法第８条の規定に基づく「許可」の面積区分別内訳

切土又は盛土をする土地の面積	500㎡以内	500㎡超 1,500㎡以内	1,500㎡超 3,000㎡以内	3,000㎡超 10,000㎡以内	10,000㎡超	合 計
件 数	991 66.2%	304 20.3%	87 5.8%	81 5.4%	33 2.2%	1,496 100%
面積（千㎡）	224.8 7.3%	265.3 8.7%	193.0 6.3%	462.2 15.1%	1,917.2 62.6%	3,062.5 100%

法第１１条の規定に基づく「協議成立」の面積区分別内訳

切土又は盛土をする土地の面積	500㎡以内	500㎡超 1,500㎡以内	1,500㎡超 3,000㎡以内	3,000㎡超 10,000㎡以内	10,000㎡超	合 計
件 数	15 36.6%	8 19.5%	4 9.8%	8 19.5%	6 14.6%	41 100%
面積（千㎡）	2.9 1.4%	7.2 3.4%	9.1 4.2%	48.7 22.7%	146.3 68.3%	214.2 100%

【備 考】

- 1 件数及び面積は、申請件数及びその面積ではなく、許可・協議成立件数及びその面積である。
- 2 面積は、千㎡単位であり、小数第1位（小数第2位四捨五入）まで計算している。

Ⅲ 造成宅地防災区域指定状況

令和3年4月1日現在

公共団体名	指定年月日	指定面積 (㎡)	区域を含む市町村等	備考
北海道	R1.8.9	25,200	安平町 (追分柏が丘地区)	
熊本県	H29.10.10	21,922	御船町小坂地区 (インター団地)	
熊本県	H29.10.10	16,874	御船町小坂地区 (フジワ団地)	
熊本県	H29.10.10	26,357	御船町滝尾地区 (玉虫住宅 北ブロック)	
熊本県	H29.10.10	4,286	御船町滝尾地区 (玉虫住宅 南ブロック)	
熊本県	H29.10.10	48,036	御船町滝尾地区 (御船台団地)	
熊本県	H29.12.1	705	益城町小路地区	
熊本県	H29.12.22	1,173	益城町辻地区 (その2)	
熊本県	H30.2.13	1,351	益城町火迫地区 (その1)	
熊本県	H30.2.13	1,376	益城町火迫地区 (その2)	
熊本県	H30.3.13	1,434	西原村雀塚地区	
熊本県	H30.3.13	535	益城町火迫地区 (その3)	
熊本県	H30.3.13	1,093	益城町火迫地区 (その4)	
熊本県	H30.3.13	760	益城町居屋敷地区	
熊本県	H30.3.13	536	益城町辻地区 (その3)	
熊本県	H30.3.13	1,003	益城町辻地区 (その4)	
熊本県	H30.3.13	1,135	益城町中道地区	
熊本県	H30.3.13	1,777	益城町城ノ本地区	
熊本県	H30.3.13	652	益城町南市川地区 (その1)	
熊本県	H30.3.13	647	益城町東無田屋敷地区	
熊本県	H30.3.16	11,559	西原村西原地区	
熊本県	H30.3.23	49,096	西原村大切畑地区	
熊本県	H30.3.23	16,525	益城町杉堂地区 (その2)	
熊本県	H30.3.30	4,699	西原村滝地区 (その2)	
熊本県	H30.6.1	1,096	大津町十六番町屋敷地区②	
熊本県	H30.7.13	21,703	益城町安永1地区 (大規模)	
熊本県	H30.7.13	1,048	益城町下寺中地区	
熊本県	H30.7.31	1,234	大津町新田地区③	
熊本県	H30.8.17	35,925	益城町福原1地区 (大規模)	
熊本県	H30.8.17	61,561	益城町宮園1地区 (大規模)	
熊本県	H30.8.28	1,418	大津町屋敷地区③	
熊本県	H30.8.28	1,038	大津町西鶴地区⑥	
熊本県	H30.8.28	909	大津町西鶴地区⑨	
熊本県	H30.8.31	69,757	益城町杉堂1地区 (大規模)	
熊本県	H30.9.21	158,567	益城町小谷地区 (大規模)	
熊本県	H30.10.5	707	大津町居屋敷地区①	
熊本県	H30.10.5	380	大津町向村地区②	
熊本県	H30.10.19	92,612	益城町寺迫1地区 (大規模)	
熊本県	H30.11.26	62,649	西原村下布田地区	
熊本県	H30.11.26	4,791	大津町尾ノ上地区①	
熊本県	H30.11.26	237	大津町上鶴地区①	
熊本県	H30.11.26	579	大津町西鶴地区④	
熊本県	H30.11.26	998	大津町矢鉾地区③	
熊本県	H30.11.26	541	大津町後迫地区④	
熊本県	H30.11.26	954	大津町八反畑地区⑧	
熊本県	H30.11.26	959	大津町西鶴地区⑧	
熊本県	H30.11.26	1,040	大津町岡園地区⑥	
熊本県	H30.11.26	1,405	大津町西鶴地区⑩	
熊本県	H30.12.7	69,564	西原村畑・風当地区	
熊本県	H30.12.7	82,515	益城町惣領・馬水1地区 (大規模)	
熊本県	H31.1.15	755	大津町上の平地区①	
熊本県	H31.1.15	720	大津町西鶴地区⑫	
熊本県	H31.1.25	4,429	益城町宮園1地区 (大規模) (追加)	
熊本県	H31.2.5	10,923	西原村小森グリーン西原地区	
熊本県	H31.2.5	27,018	益城町下陳2地区 (大規模)	
熊本県	H31.2.8	813	大津町西道免地区①	
熊本県	H31.2.8	585	大津町居屋敷地区⑤	
熊本県	H31.2.19	36,109	益城町惣領・馬水2地区 (大規模)	
熊本県	H31.3.5	40,871	益城町田原1地区 (大規模)	
熊本県	H31.3.15	51,793	益城町惣領1地区 (大規模)	
熊本県	H31.3.15	11,045	益城町惣領2地区 (大規模)	
熊本県	H31.3.29	75,148	益城町安永2地区 (大規模)	
熊本県	H31.4.5	120,920	益城町島田地区 (大規模)	

Ⅲ 造成宅地防災区域指定状況

令和3年4月1日現在

公共団体名	指定年月日	指定面積 (㎡)	区域を含む市町村等	備考
熊本県	H31.4.19	125,114	益城町砥川1地区 (大規模)	
熊本県	H31.4.19	51,386	益城町馬水1地区 (大規模)	
熊本県	R1.5.7	88,822	益城町安永・馬水1地区 (大規模)	
熊本県	R1.5.7	148,453	益城町平田・福原地区 (大規模)	
熊本県	R1.5.7	44,045	益城町福原2地区 (大規模)	
熊本県	R1.5.7	23,838	益城町福原3地区 (大規模)	
熊本県	R1.5.21	35,317	益城町寺迫2地区 (大規模)	
熊本県	R1.5.21	92,157	益城町宮園3地区 (大規模)	
熊本県	R1.6.4	27,028	益城町寺迫・木山地区 (大規模)	
熊本県	R1.6.14	81,903	益城町古閑1地区 (大規模)	
熊本県	R1.6.14	64,990	益城町下陳1地区 (大規模)	
熊本県	R1.6.21	936	西原村滝地区 (その4)	
熊本県	R1.6.21	849	西原村市川原地区 (その2)	
熊本県	R1.6.21	2,122	西原村瓜生迫地区 (その2)	
熊本県	R1.6.28	50,709	益城町広崎1地区 (大規模)	
熊本県	R1.6.28	56,197	益城町広崎2地区 (大規模)	
熊本県	R1.7.12	72,705	益城町宮園2地区 (大規模)	
熊本県	R1.7.19	870	西原村鬼山地区	
熊本県	R1.7.19	982	西原村上玉田地区 (その2)	
熊本県	R1.7.19	1,077	西原村瓜生迫地区 (その3)	
熊本県	R1.7.19	1,793	西原村谷頭地区 (その4)	
熊本県	R1.7.19	1,092	西原村滝地区 (その5)	
熊本県	R1.7.19	589	西原村滝地区 (その6)	
熊本県	R1.7.19	733	西原村秋田原地区 (その3)	
熊本県	R1.7.19	658	西原村平地区 (その2)	
熊本県	R1.7.19	830	大津町居島地区①	
熊本県	R1.8.30	519	大津町西鶴地区⑫ (追加分)	
熊本県	R1.9.24	866	甲佐町道免地区 (Cブロック)	
熊本県	R1.9.24	1,040	甲佐町馬門地区 (Dブロック)	
熊本県	R1.9.24	1,062	大津町室西鶴地区①	
熊本県	R1.9.27	595	大津町西道免地区②	
熊本県	R1.12.6	987	西原村灰床地区	
熊本県	R1.12.6	1,648	西原村松ノ平地区	
熊本県	R1.12.6	847	西原村日向地区 (その3)	
熊本県	R1.12.27	2,164	西原村桑鶴地区	
熊本県	R2.3.6	1,481	中在目地区④	
熊本県	R2.4.21	1,279	益城町石井川地区 (拡充)	
熊本県	R2.8.11	1,362	西原村谷頭地区 (その6)	
熊本県	R2.8.11	812	西原村谷頭地区 (その7)	
熊本県	R2.8.11	1,149	西原村宮山地区	
熊本県	R2.11.13	312	益城町下陳③	
熊本県	R2.11.13	606	益城町宮園⑨	
熊本県	R2.11.13	1,340	益城町赤井①	
熊本県	R2.11.13	308	益城町惣領④	
熊本市	H29.11.16	497	中央区坪井地区	
熊本市	H29.11.16	358	東区沼山津地区	
熊本市	H29.11.16	481	東区保田窪地区	
熊本市	H29.11.16	741	西区横手地区	
熊本市	H29.11.16	845	北区龍田陳内地区	
熊本市	H29.12.28	831	東区長嶺東地区	
熊本市	H29.12.28	3,216	西区河内町岳地区	
熊本市	H29.12.28	883	南区城南町宮地地区	
熊本市	H30.2.9	26,163	南区城南町鱈瀬地区	
熊本市	H30.3.22	1,084	西区上高橋地区	
熊本市	H30.3.22	608	西区谷尾崎町地区	
熊本市	H30.3.22	1,167	南区城南町鱈瀬地区	
熊本市	H30.3.22	1,230	南区城南町鱈瀬地区	
熊本市	H30.3.22	949	北区室園町地区	
熊本市	H30.6.14	488	東区健軍地区	
熊本市	H30.6.14	1,234	東区戸島本町地区	
熊本市	H30.6.14	862	東区健軍地区	
熊本市	H30.6.14	2,145	東区沼山津地区	
熊本市	H30.6.14	704	西区花園地区	

Ⅲ 造成宅地防災区域指定状況

令和3年4月1日現在

公共団体名	指定年月日	指定面積 (㎡)	区域を含む市町村等	備考
熊本市	H30.6.14	1,021	北区八景水谷地区	
熊本市	H30.6.14	1,542	北区室園町地区	
熊本市	H30.6.14	959	中央区壺川地区	
熊本市	H30.6.14	894	南区城南町塚原地区	
熊本市	H30.8.6	536	南区城南町鱒瀬地区	
熊本市	H30.8.6	1,260	南区城南町今吉野地区	
熊本市	H30.8.6	1,306	南区城南町陳内地区	
熊本市	H30.8.6	869	南区城南町塚原地区	
熊本市	H30.8.6	1,059	西区島崎地区	
熊本市	H30.9.19	1,954	南区城南町陣内地区	
熊本市	H30.9.19	646	南区城南町東阿高地区	
熊本市	H30.12.11	756	西区花園地区	
熊本市	H30.12.11	511	東区健重本町地区	
熊本市	H30.12.11	734	南区城南町鱒瀬地区	
熊本市	H30.12.11	498	西区島崎地区	
熊本市	H30.12.11	440	東区戸島地区	
熊本市	H31.1.25	1,556	南区城南町藤山地区	
熊本市	H31.1.25	825	北区室園町地区	
熊本市	H31.1.25	1,367	東区戸島地区	
熊本市	H31.1.25	762	南区城南町沈目地区	
熊本市	R1.7.24	668	南区城南町出水地区	
熊本市	R1.7.24	477	西区横手地区	
熊本市	R1.9.4	472	西区花園地区	
熊本市	R2.2.21	226	西区花園地区	
熊本市	R2.2.21	1,470	西区池田地区	
熊本市	R2.4.23	1,283	北区楠野町地区	
熊本市	R2.4.23	829	西区小島地区	
熊本市	R3.3.22	6,343	西区島崎地区	
(合計)		2,363,370		

IV 造成宅地防災区域に関する施行状況 (R2.4.1~R3.3.31)

事 項		令和2年度調査		令和元年度調査(参考)	
		件数	面積(千㎡)	件数	面積(千㎡)
1 法第20条第1項の規定に基づく区域指定	令第19条第1項第1号イ	0	0.0 (-)	0	0.0 (-)
	令第19条第1項第1号ロ	0	0.0 (-)	0	0.0 (-)
	令第19条第1項第2号	13	19.8 (-)	24	3,438.0 (-)
2 法第20条第2項の規定に基づく指定解除	令第19条第1項第1号イ	0	0.0 (-)	0	0.0 (-)
	令第19条第1項第1号ロ	0	0.0 (-)	0	0.0 (-)
	令第19条第1項第2号	140	721.9 (-)	63	646.2 (-)
5 法第21条第2項の規定に基づく勧告	擁壁のみ	0		0	
	排水施設のみ	0		0	
	擁壁と排水施設	0		0	
	その他	0		0	
6 法第22条第1項の規定に基づく改善命令	擁壁のみ	0		0	
	排水施設のみ	0		0	
	擁壁と排水施設	0		0	
	その他	0		0	
7 法第22条第2項の規定に基づく改善命令	擁壁のみ	0		0	
	排水施設のみ	0		0	
	擁壁と排水施設	0		0	
	その他	0		0	

【備 考】

- 面積の欄には、宅地の面積を普通書き、うち切土又は盛土した土地の面積を () 書きで記入している。
- 面積単位は千㎡であり、小数第1位(小数第2位四捨五入)で計算している。
- 第5～7事項の件数のうち、同一箇所について調査年度前に出されているものがある場合(同一箇所について、年度をはさんで2度以上勧告をしている場合等)も含まれている。

IV-1 法第20条第1項の規定に基づく区域指定の状況 (R2.4.1~R3.3.31)

(単位: 件,千㎡)

	コード	項目 団体名	法第20条第1項の規定に基づく区域指定								
			令第19条第1項第1号イ			令第19条第1項第1号ロ			令第19条第1項第2号		
			件数	面積		件数	面積		件数	面積	
				宅地	切土盛土		宅地	切土盛土		宅地	切土盛土
		全国計	0	0.0	-	0	0.0	-	13	19.8	-
北海道	A	北海道	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	B	札幌市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C	函館市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C	旭川市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
岩手県	A	岩手県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C	盛岡市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
宮城県	B	仙台市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
福島県	C	福島市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
栃木県	A	栃木県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C	宇都宮市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
群馬県	A	群馬県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C	高崎市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
千葉県	A	千葉県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	B	千葉市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C	船橋市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C	柏市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
東京都	A	東京都	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C	八王子市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
神奈川県	A	神奈川県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	B	横浜市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	B	川崎市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C	横須賀市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	D	小田原市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
石川県	C	金沢市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
岐阜県	A	岐阜県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C	岐阜市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
静岡県	A	静岡県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	B	浜松市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
愛知県	A	愛知県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	B	名古屋市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C	岡崎市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C	豊田市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	D	春日井市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
滋賀県	A	滋賀県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C	大津市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
京都府	A	京都府	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	B	京都市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
大阪府	A	大阪府	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	B	堺市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C	豊中市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C	吹田市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C	高槻市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C	枚方市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C	八尾市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C	寝屋川市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C	東大阪市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	D	岸和田市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	D	茨木市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	兵庫県	A	兵庫県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0
B		神戸市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
C		姫路市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
C		明石市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
C		西宮市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
D		宝塚市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-

IV-1 法第20条第1項の規定に基づく区域指定の状況 (R2.4.1~R3.3.31)

(単位: 件,千㎡)

	コード	項目 団体名	法第20条第1項の規定に基づく区域指定								
			令第19条第1項第1号イ			令第19条第1項第1号ロ			令第19条第1項第2号		
			件数	面積		件数	面積		件数	面積	
				宅地	切土盛土		宅地	切土盛土		宅地	切土盛土
		全国計	0	0.0	-	0	0.0	-	13	19.8	-
奈良県	A	奈良県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C	奈良市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
和歌山県	A	和歌山県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C	和歌山市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
岡山県	A	岡山県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	B	岡山市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C	倉敷市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
広島県	A	広島県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	B	広島市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C	呉市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C	福山市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
山口県	A	山口県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C	下関市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
愛媛県	C	松山市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
高知県	C	高知市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
福岡県	B	北九州市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	B	福岡市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
長崎県	C	長崎市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C	佐世保市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
熊本県	A	熊本県	0	0.0	-	0	0.0	-	10	11.4	-
	B	熊本市	0	0.0	-	0	0.0	-	3	8.5	-
大分県	A	大分県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C	大分市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
鹿児島県	C	鹿児島市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-

*コード欄のAは都道府県、Bは政令指定都市、Cは中核市、Dは特例市である。

*都道府県欄の値には地方自治法第252条の17の2第1項の事務処理市町村の値を含む。

IV-2 法第20条第2項の規定に基づく指定解除の状況 (R2.4.1~R3.3.31)

(単位: 件,千㎡)

	コード	項目 団体名	法第20条第2項の規定に基づく指定解除									
			令第19条第1項第1号イ			令第19条第1項第1号ロ			令第19条第1項第2号			
			件数	面積		件数	面積		件数	面積		
				宅地	切土盛土		宅地	切土盛土		宅地	切土盛土	
		全国計	0	0.0	-	0	0.0	-	140	721.9	-	
北海道	A	北海道	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
	B	札幌市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
	C	函館市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
	C	旭川市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
岩手県	A	岩手県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
	C	盛岡市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
宮城県	B	仙台市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
福島県	C	福島市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
栃木県	A	栃木県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
	C	宇都宮市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
群馬県	A	群馬県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
	C	高崎市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
千葉県	A	千葉県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
	B	千葉市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
	C	船橋市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
	C	柏市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
東京都	A	東京都	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
	C	八王子市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
神奈川県	A	神奈川県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
	B	横浜市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
	B	川崎市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
	C	横須賀市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
		D	小田原市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
石川県	C	金沢市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
岐阜県	A	岐阜県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
	C	岐阜市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
静岡県	A	静岡県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
	B	浜松市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
愛知県	A	愛知県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
	B	名古屋市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
	C	岡崎市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
	C	豊田市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
	D	春日井市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
滋賀県	A	滋賀県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
	C	大津市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
京都府	A	京都府	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
	B	京都市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
大阪府	A	大阪府	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
	B	堺市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
	C	豊中市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
	C	吹田市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
	C	高槻市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
	C	枚方市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
	C	八尾市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
	C	寝屋川市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
	C	東大阪市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
	D	岸和田市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
	D	茨木市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
	兵庫県	A	兵庫県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
B		神戸市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
C		姫路市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
C		明石市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
C		西宮市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
D		宝塚市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	

IV-2 法第20条第2項の規定に基づく指定解除の状況 (R2.4.1~R3.3.31)

(単位: 件,千㎡)

	コード	項目 団体名	法第20条第2項の規定に基づく指定解除								
			令第19条第1項第1号イ			令第19条第1項第1号ロ			令第19条第1項第2号		
			件数	面積		件数	面積		件数	面積	
				宅地	切土盛土		宅地	切土盛土		宅地	切土盛土
		全国計	0	0.0	-	0	0.0	-	140	721.9	-
奈良県	A	奈良県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C	奈良市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
和歌山県	A	和歌山県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C	和歌山市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
岡山県	A	岡山県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	B	岡山市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C	倉敷市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
広島県	A	広島県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	B	広島市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C	呉市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C	福山市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
山口県	A	山口県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C	下関市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
愛媛県	C	松山市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
高知県	C	高知市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
福岡県	B	北九州市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	B	福岡市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
長崎県	C	長崎市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C	佐世保市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
熊本県	A	熊本県	0	0.0	-	0	0.0	-	121	700.9	-
	B	熊本市	0	0.0	-	0	0.0	-	19	21.0	-
大分県	A	大分県	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	C	大分市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
鹿児島県	C	鹿児島市	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-

*コード欄のAは都道府県、Bは政令指定都市、Cは中核市、Dは特例市である。

*都道府県欄の値には地方自治法第252条の17の2第1項の事務処理市町村の値を含む。

IV-3 法第21条第2項の規定に基づく勧告件数 (R2.4.1~R3.3.31)

(単位:件)

	コード	項目 団体名	法第21条第2項の規定に基づく勧告件数				計
			擁壁のみ	排水施設のみ	擁壁と排水施設	その他	
		全国計	0	0	0	0	0
北海道	A	北海道	0	0	0	0	0
	B	札幌市	0	0	0	0	0
	C	函館市	0	0	0	0	0
	C	旭川市	0	0	0	0	0
岩手県	A	岩手県	0	0	0	0	0
	C	盛岡市	0	0	0	0	0
宮城県	B	仙台市	0	0	0	0	0
福島県	C	福島市	0	0	0	0	0
栃木県	A	栃木県	0	0	0	0	0
	C	宇都宮市	0	0	0	0	0
群馬県	A	群馬県	0	0	0	0	0
	C	高崎市	0	0	0	0	0
千葉県	A	千葉県	0	0	0	0	0
	B	千葉市	0	0	0	0	0
	C	船橋市	0	0	0	0	0
	C	柏市	0	0	0	0	0
東京都	A	東京都	0	0	0	0	0
	C	八王子市	0	0	0	0	0
神奈川県	A	神奈川県	0	0	0	0	0
	B	横浜市	0	0	0	0	0
	B	川崎市	0	0	0	0	0
	C	横須賀市	0	0	0	0	0
	D	小田原市	0	0	0	0	0
石川県	C	金沢市	0	0	0	0	0
岐阜県	A	岐阜県	0	0	0	0	0
	C	岐阜市	0	0	0	0	0
静岡県	A	静岡県	0	0	0	0	0
	B	浜松市	0	0	0	0	0
愛知県	A	愛知県	0	0	0	0	0
	B	名古屋市	0	0	0	0	0
	C	岡崎市	0	0	0	0	0
	C	豊田市	0	0	0	0	0
	D	春日井市	0	0	0	0	0
滋賀県	A	滋賀県	0	0	0	0	0
	C	大津市	0	0	0	0	0
京都府	A	京都府	0	0	0	0	0
	B	京都市	0	0	0	0	0
大阪府	A	大阪府	0	0	0	0	0
	B	堺市	0	0	0	0	0
	C	豊中市	0	0	0	0	0
	C	吹田市	0	0	0	0	0
	C	高槻市	0	0	0	0	0
	C	枚方市	0	0	0	0	0
	C	八尾市	0	0	0	0	0
	C	寝屋川市	0	0	0	0	0
	C	東大阪市	0	0	0	0	0
	D	岸和田市	0	0	0	0	0
	D	茨木市	0	0	0	0	0
	兵庫県	A	兵庫県	0	0	0	0
B		神戸市	0	0	0	0	0
C		姫路市	0	0	0	0	0
C		明石市	0	0	0	0	0
C		西宮市	0	0	0	0	0
D		宝塚市	0	0	0	0	0

IV-3 法第21条第2項の規定に基づく勧告件数 (R2.4.1~R3.3.31)

(単位: 件)

	コード	項目 団体名	法第21条第2項の規定に基づく勧告件数				計
			擁壁のみ	排水施設のみ	擁壁と 排水施設	その他	
		全国計	0	0	0	0	0
奈良県	A	奈良県	0	0	0	0	0
	C	奈良市	0	0	0	0	0
和歌山県	A	和歌山県	0	0	0	0	0
	C	和歌山市	0	0	0	0	0
岡山県	A	岡山県	0	0	0	0	0
	B	岡山市	0	0	0	0	0
	C	倉敷市	0	0	0	0	0
広島県	A	広島県	0	0	0	0	0
	B	広島市	0	0	0	0	0
	C	呉市	0	0	0	0	0
	C	福山市	0	0	0	0	0
山口県	A	山口県	0	0	0	0	0
	C	下関市	0	0	0	0	0
愛媛県	C	松山市	0	0	0	0	0
高知県	C	高知市	0	0	0	0	0
福岡県	B	北九州市	0	0	0	0	0
	B	福岡市	0	0	0	0	0
長崎県	C	長崎市	0	0	0	0	0
	C	佐世保市	0	0	0	0	0
熊本県	A	熊本県	0	0	0	0	0
	B	熊本市	0	0	0	0	0
大分県	A	大分県	0	0	0	0	0
	C	大分市	0	0	0	0	0
鹿児島県	C	鹿児島市	0	0	0	0	0

*コード欄のAは都道府県、Bは政令指定都市、Cは中核市、Dは特例市である。

*都道府県欄の値には地方自治法第252条の17の2第1項の事務処理市町村の値を含む。

IV-4 法第22条の規定に基づく改善命令件数 (R2.4.1~R3.3.31)

(単位:件)

	コード	項目 団体名	法第22条第1項の規定に基づく改善命令件数				法第22条第2項の規定に基づく改善命令件数				計
			擁壁のみ	排水施設のみ	擁壁と 排水施設	その他	擁壁のみ	排水施設のみ	擁壁と 排水施設	その他	
		全国計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	A	奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	C	奈良市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	A	和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	C	和歌山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	A	岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	B	岡山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	C	倉敷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島県	A	広島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	B	広島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	C	呉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	C	福山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口県	A	山口県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	C	下関市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	C	松山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	C	高知市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	B	北九州市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	B	福岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	C	長崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	C	佐世保市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	A	熊本県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	B	熊本市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	A	大分県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	C	大分市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	C	鹿児島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0

*コード欄のAは都道府県、Bは政令指定都市、Cは中核市、Dは特例市である。

*都道府県欄の値には地方自治法第252条の17の2第1項の事務処理市町村の値を含む。